



プレゼンする高校生



絵を描く高校生



京都市

はぐくみプラン

[2025-2029]

京都市子ども・若者総合計画





京都はぐくみ憲章

子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況に常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

平成19年2月5日（育児ニコニコ笑顔の日）制定
3月13日 京都市会が憲章推進を決議

平成23年4月1日「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」施行

「子どもの権利条約」（一般原則）

- 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- 差別の禁止（差別のないこと）
すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

出典：「子どもの権利条約」、日本ユニセフ協会

京都市はぐくみプラン〈2025-2029〉

(京都市子ども・若者総合計画)

の策定に当たって

京都市長 松井 孝治



明治維新による急激な人口減少で、都市存亡の危機に直面した京都の先人たちは、「まちづくりは人づくりから」と、自ら資金を出し合って日本初の学区制小学校である番組小学校を創設しました。この創設に、町衆たち自身も主役であるという、教育だけではなく公の執行機能というものを、地域の中で、その人々が担うという気概・思いがあったと考えています。そんな「はぐくみ文化」につながる自治の精神が今なお受け継がれていることは、京都の大きな誇りです。

市長就任以来、「市民対話会議」を開催し、様々な立場の皆様と直接、対話するとともに、時間の許す限り京都のまちを歩き、京都に暮らし、働く方々との出会いを通じて、まちのあり様を私なりに見つめ直してきました。

京都の特性とも言える「まち柄」を確認する中で見えてきたのは、京都の課題と大きな可能性です。

地域コミュニティや文化、伝統など、京都を支えてくださっている担い手の減少や、若者等の市外流出等、子ども・若者や子育て当事者を取り巻くまちの課題を改めて認識しました。

一方で、「はぐくみネットワーク」や学校運営協議会を中心として、子どもを地域の宝として大切にはぐくむ子育て支援など、京都に受け継がれてきた「はぐくみ文化」の伝統と心意気がしっかりと息づいていることに大きな可能性を感じています。

この大切に培われてきた文化を、どのように未来につなげていくのかを、あらゆる垣根を低くして、多彩な人々がつながって実践していくことが重要です。

本プランの策定過程では、私自身も当事者である子どもや若者と意見を交わし、議論を重ねてきました。そうした中で、コロナ禍などで失われた人と人のつながりや、誰もが個性を生かして活躍できる「居場所」と「出番」の大切さを改めて実感したところです。

安心して子育てができる妊娠前から子ども、若者までの切れ目のない支援はもとより、子ども・若者や子育て当事者・子育て支援者の皆様が、公の担い手であり、その思いや意見を地域や社会に反映する「結節点」となりうるという考えや、その構築と在り方を考えていくことが重要です。

京都市としても、地域、学校、企業、団体などあらゆる主体との連携を深め、誰もが幸せを感じ、互いにつながり、支え合い、生きがいを持って活躍できる地域ぐるみ、社会ぐるみの「こどもまんなか」のまち京都を実現してまいります。

変わらぬ御支援と御協力をお願い申し上げます。

目次

第Ⅰ部 計画の趣旨

① 計画の背景	00
② 計画の位置付け	00
③ 計画期間	00
④ 京都市の特色	00
⑤ 子ども・若者やその家庭を取り巻く現状	00
⑥ 策定の基本理念	00
⑦ 目指すべきまちの姿	00

第Ⅱ部 具体的方策

第1章 本計画における重要事項

① 子ども・若者、子育てにやさしい「こどもまんなか社会」づくり	00
② 子ども・若者の意見反映	00
③ 「居場所」と「出番」	00
④ 子どもの育ち	00
⑤ 多様な支援ニーズへの対応	00

第2章 施策の体系

① ライフステージを通した施策	00
① 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	00
ア 社会全体での認識共有	00
イ 子ども・若者の社会参画促進や意見反映の機会充実	00
② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	00
③ 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援	00
ア 貧困家庭の子ども・若者への支援	00
イ 障害のある子ども・若者への支援	00
ウ 児童虐待対策・社会的養育の推進	00
エ ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援	00
オ ひとり親家庭支援	00
④ 子ども・若者の自殺対策、犯罪・事故などから子ども・若者を守る取組	00

② ライフステージに応じた施策 00

子どもの誕生前から幼児期まで

- ① 妊娠前から支える、安心して妊娠・出産できる環境づくりと
切れ目のない保健・医療の提供 00
 - ア 安心して妊娠・出産できる支援の充実と体制強化 00
 - イ 乳幼児や子育て家庭の健やかな成長のための場づくり 00
- ② 幼児教育・保育 00
 - ア 幼児教育・保育の体制確保と質の向上 00
 - イ 多様な幼児教育・保育の提供と質の向上 00

学童期から思春期まで

- ③ 子どもの教育環境 00
 - ア 子どもたちが夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力をはぐくむ教育の推進 00
 - イ 安心・安全な教育環境の確保 00
 - ウ 青年を迎える若者への情報提供と教育 00
- ④ 多様な居場所づくりとからだ・こころのケア 00
 - ア 子ども・若者の目線に立った多様な居場所づくり 00
 - イ 相談体制の充実と保健・医療の提供 00

思春期から青年期へ

- ⑤ 若者の自己成長と社会参画 00
 - ア 多様なライフデザイン形成への支援 00
 - イ 若者が持つ多様な力を活かした社会づくり 00
- ③ 子育て当事者を支える施策 00
 - ① 子ども・若者、子育てにやさしい「こどもまんなか社会」づくり 00
 - ア 子ども・若者を支える地域のネットワークづくり 00
 - イ こどもまんなかまちづくり 00
 - ウ 実現に向けた人材育成 00
 - エ 機運醸成と情報発信 00
 - ② 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 00
 - ③ 地域子育て支援と家庭教育支援 00
 - ④ 「真のワーク・ライフ・バランス」の促進 00

第3章 各種需給計画 ～ニーズとサービス量の見込み～

① 子ども・子育て支援事業計画	00
① 教育・保育提供区域の設定	00
② 幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び その実施時期	00
③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の 確保の内容及びその実施時期	00
④ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込み 並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	00
② 障害児福祉計画に掲げる数値目標	00
③ 社会的養育推進計画に掲げる数値目標	00
代替養育（施設入所・里親等への委託）が必要な子どもの数	00

第Ⅲ部 計画の推進に当たって

① 計画の進捗管理	00
-----------------	----



第Ⅰ部 計画の趣旨

第Ⅰ部では、本計画策定の背景や、本市が置かれている状況などを整理し、本計画の意義や目指す姿などについてお示しします。

特に、「策定の基本理念」や「目指すべきまちの姿」は、子ども・若者から聴取した意見を反映し、作成しています。

コラム① 子ども・若者や子育て当事者の施策を巡る国の動き

2023（令和5）年4月以降、こども家庭庁の創設を契機として、子ども・若者や子育て当事者の施策を巡る国の動きが本格化しています。

こども基本法の施行 （令和5年4月）

すべての「こども（本計画でいう子ども・若者）」が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現することを目指す法律です。



こども未来戦略の策定 （令和5年12月）

- 若い世代の所得を増やす
 - 社会全体の構造・意識を変える
 - 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
- の3点を理念として、こども・子育て政策を抜本的に強化するべく策定されました。



こども大綱の策定 （令和5年12月）



こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども政策の基本的な方針等を定めているものです。

「こども計画」は、この大綱を勘案して策定することとされています。

こどもまんなか実行計画の策定 （令和6年5月）



国が行う幅広いこども政策の具体的な取組を、一元的に示した計画です。簡単にいうと、国版のこども計画です。

毎年、改定する予定になっています。

出典：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/top>) (参照2024-10-2)

① 計画の背景

京都市では、子どもや若者を「社会の宝」として健やかで心豊かに育む社会を築くための共通規範である「京都市はぐくみ憲章」（2007（平成19）年2月制定）のもと、「京都市はぐくみプラン」を策定し、着実に推進してきました。

その結果、例えば保育所等では11年連続、学童クラブ事業では13年連続で待機児童ゼロを達成するなど、大きな成果も挙げてきました。

しかしながら、この5年間は、虐待・貧困・障害・ヤングケアラー等の支援ニーズはより一層増大・多様化しています。

また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したとはいえ、コロナ禍による人々の生活様式の変化、物価高騰等の影響により、子育て環境をとりまく状況は厳しさを増しており、国全体で少子化がさらに進行するとともに、本市においては、20代後半から30代後半の子育て世代を中心とした人口流出も課題となっています。

そうした中、2023（令和5）年4月には、こども基本法の施行に併せて、こども家庭庁が発足し、全ての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」に向けた様々な取組が行われつつあります。

また、「こども未来戦略」が策定され、次元の異なる少子化対策も推進されています。

これらの状況を踏まえ、本計画のとおり、本市においても、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの子ども・若者に係る総合的な計画として「京都市はぐくみプラン〈2025-2029〉」を策定し、子育て環境の更なる充実や妊娠前から子ども・若者まで、切れ目ない支援を一体的・総合的に更に推進することで、「こどもまんなか社会」を実現してまいります。

なお、本計画は、これまで進めてきた前計画に、こども家庭庁が求めるこども計画を含めることで、子ども・若者に関する新たな総合計画として策定するものです。

策定に当たっては、子育て中の保護者、子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者、市民公募の若者等で構成する「京都市はぐくみ推進審議会」において調査審議を行うとともに、子ども・若者から子育て当事者までを含めた市民の皆さまへのアンケート調査や、子ども・若者から直接の意見聴取を行い、その結果を計画の内容にも反映しています。



② 計画の位置付け

- 子ども・若者に係る総合的な計画であり、次の各法定計画等に位置付けるとともに、教育分野の計画や大綱とも整合を図るものです。

法定計画	
市町村こども計画 (こども基本法)	市町村行動計画 (次世代育成支援対策推進法)
市町村子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法)	市町村自立促進計画 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)
市町村子ども・若者計画 (子ども・若者育成支援推進法)	市町村障害児福祉計画 (児童福祉法)
市町村計画 (子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)	市町村整備計画 (児童福祉法)
国の通知等に基づく内容	
成育医療等基本方針に基づく計画	社会的養育推進計画
放課後児童対策パッケージ	新子育て安心プラン
その他、関連・連携する大綱や分野別計画など	
● 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく大綱 ● 教育基本法に基づく計画 ※ともに、京都市基本計画の該当部分に位置づけられています。	● 京・地域福祉推進指針 ● 京都市長寿すこやかプラン ● 京都市人権文化推進計画 ● 京都市男女共同参画計画 ● はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン など、本市他分野別計画



職員男女
スーツ ネームプレート

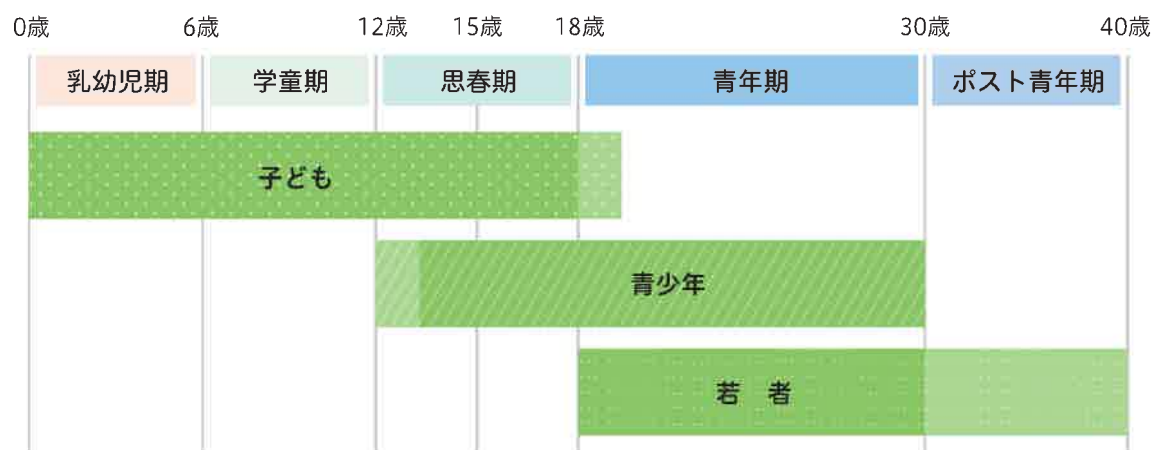
- なお、本計画においては用語を以下のとおり定義し、策定しています。

※ただし、各法令に基づく多数の法定計画等を取りまとめている関係上、定義どおりでない用語の使用となる場合や、年齢がより広い・狭い子ども・若者を対象とする施策である場合があります。

子ども：概ね乳幼児期、学童期及び思春期の方（0歳～概ね18歳）

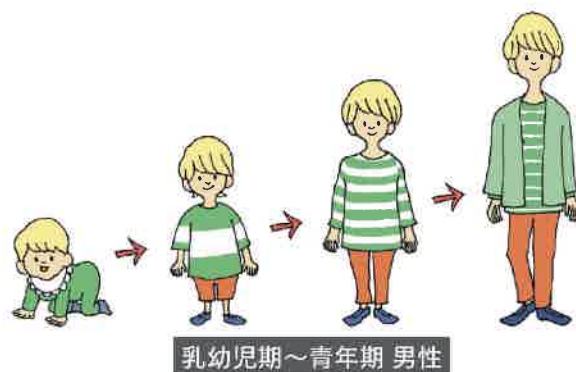
青少年：学童期から青年期までの方（13歳～概ね30歳）

若者：思春期から青年期までの方。事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の方も対象（18歳～40歳未満）



③ 計画期間

2025（令和7）年度～2029（令和11）年度（5年間）



④ 京都市の特色

京都では、先人たちによって、伝統的に次のような風土が培われてきました。

- 地域で力を合わせ、日本で初めて小学校を作った「人づくりを大切にする風土」
- 子どもや若者を社会の宝として「社会全体で大切に育む風土」
- 子どもや若者が将来に希望を持って「自己成長していくことができる風土」

また、2006（平成18）年度には、市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支え、見守るための行動規範として「京都はぐくみ憲章」が市民主導で制定されています。

こうした観点から、京都市の特色は、次のように表すことができます。

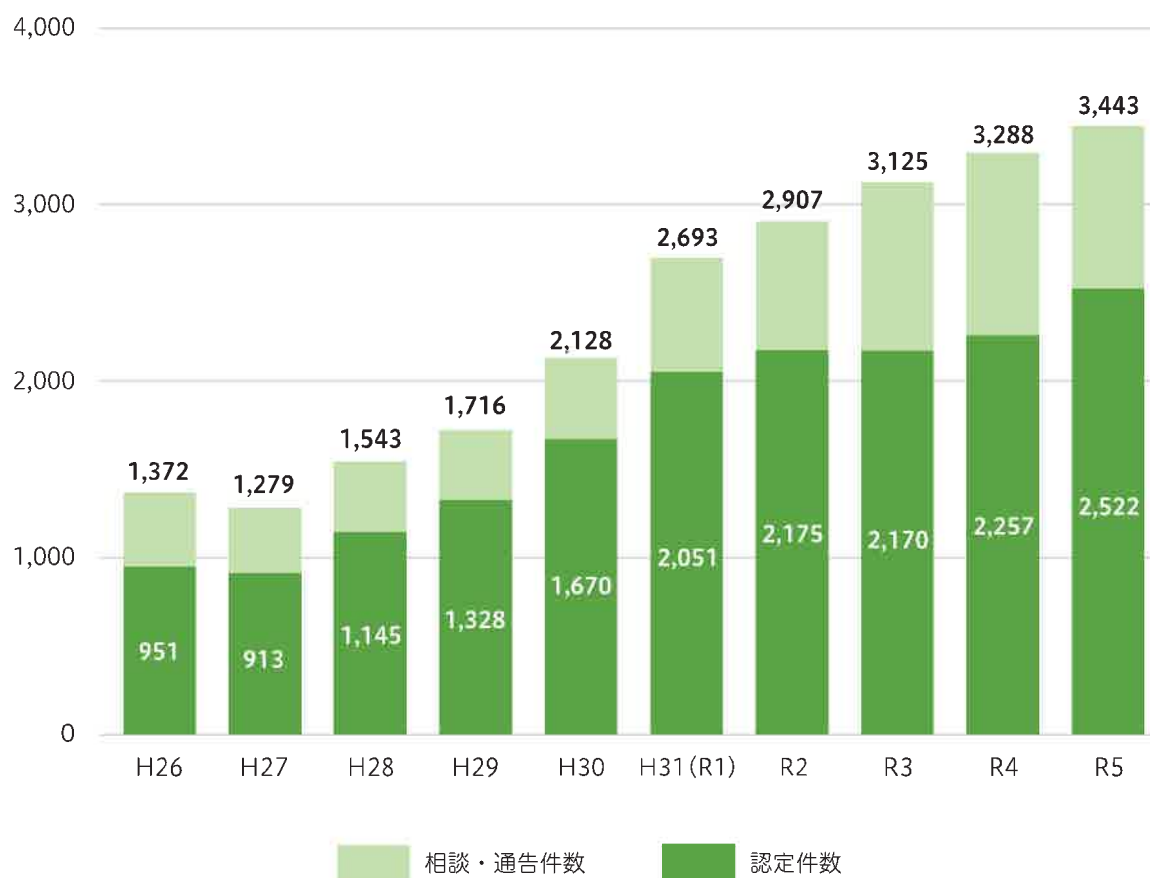
京都ならではの市民力・地域力・文化力を礎とした「はぐくみ文化」

⑤ 子ども・若者やその家庭を取り巻く現状

状況① 虐待、貧困、障害等の支援ニーズの増大・多様化

児童虐待やヤングケアラー、様々な障害や特性の存在など、子ども・若者を取り巻く課題に対する社会的な認知は深まっており、特に支援を必要とする子ども・若者とその家庭に対する支援については、よりきめ細かく行っていくための体制を充実させる必要があります。

● 児童虐待相談・通告件数の推移 ●



資料：京都市「児童虐待相談・通告等の状況」

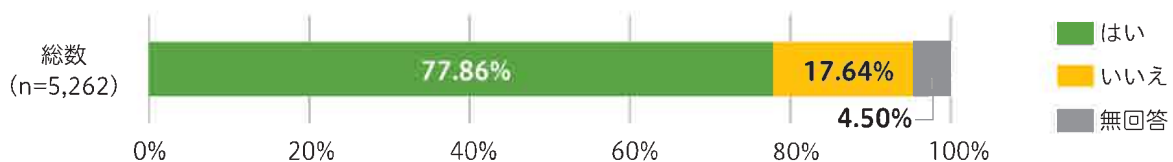
状況② 子ども・若者の居場所の現状

子ども・若者は、自身が生活する場を居場所だと感じる割合が高く、生活の場から社会的に離れていくにつれ、居場所と感じる割合が低くなっていく傾向にあります。

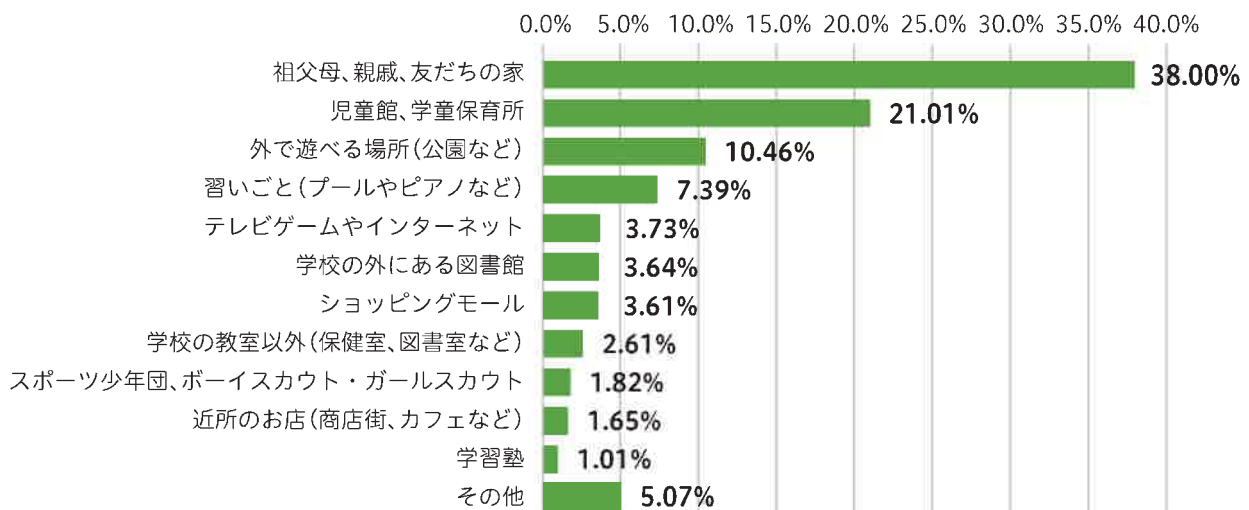
特に、子どもにおいては親族や友人の家を除けば、物理的・心理的に近い児童館や学童保育所を居場所と感じやすく、若者においては、成長に伴いより身近になっていくインターネット空間も居場所と感じやすいことが伺えます。



● 家や学校のほかに、「ここにいたい」と思える場所がありますか(小学校1～6年生及び中学生) ●



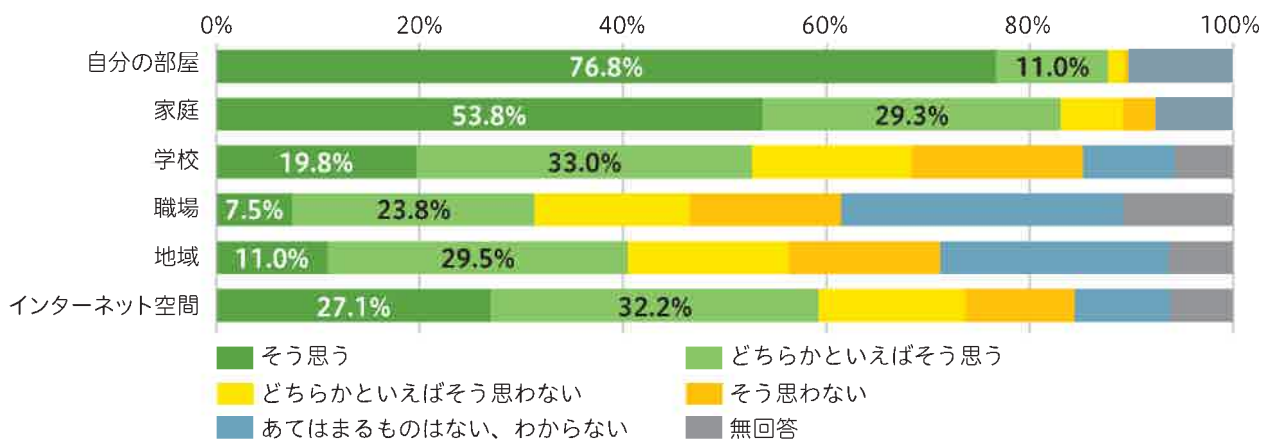
● それはどこですか(小学校1～6年生) ●



※「場所があるか」の問いに無回答の子どものうち、場所については回答した子どもの回答内容を含む

資料：児童館学童連盟「居場所や過ごし方等についてのアンケート」(令和6年)を基に加工

● 次の場所は、今のあなたにとって居場所となっていますか(若者、13歳～30歳) ●

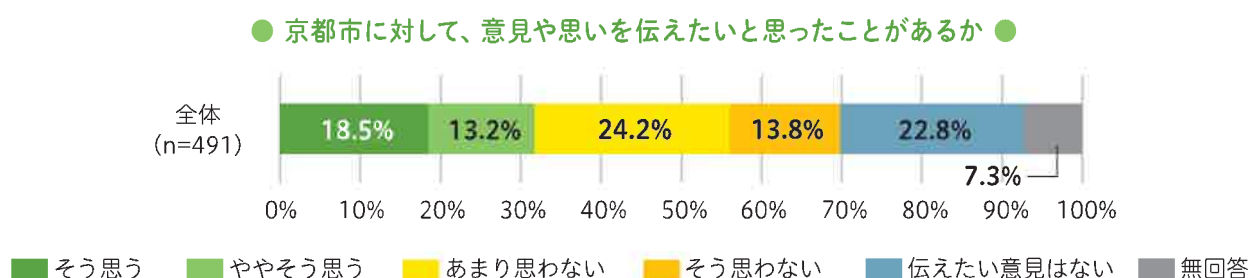
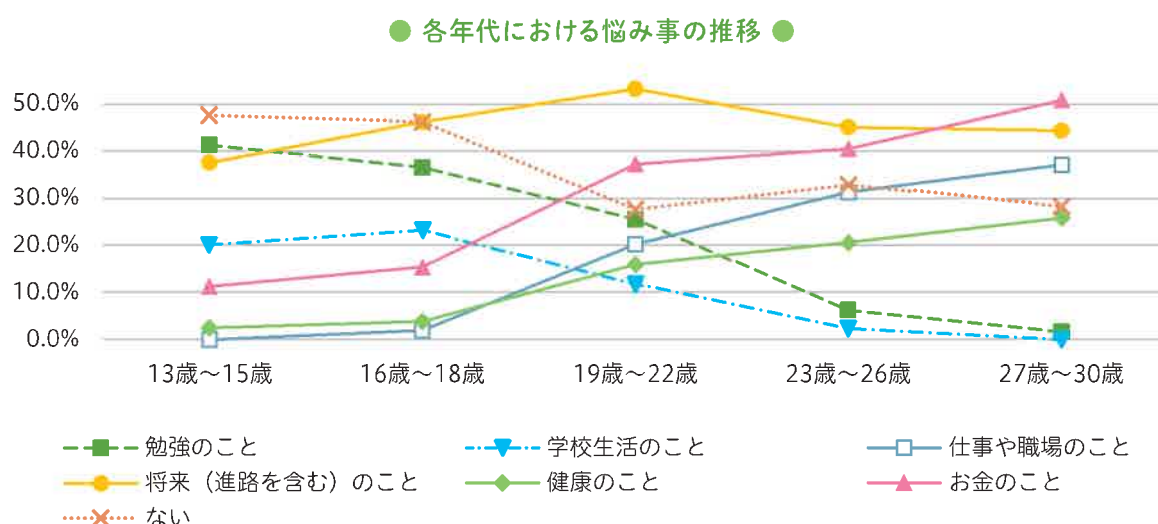
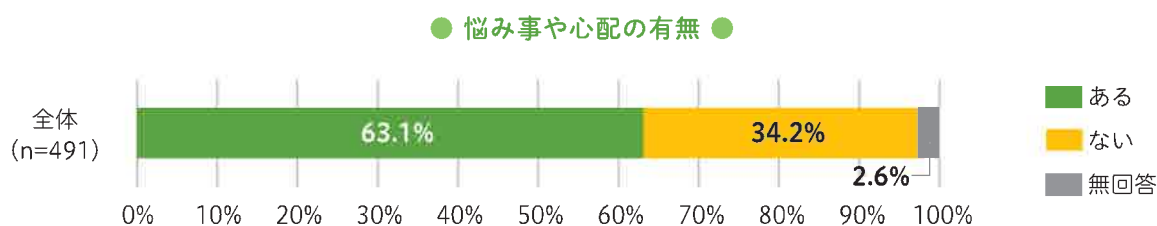


資料：京都市 青少年・若者の意識行動に関する調査(令和5年)

状況③ 若者が抱える困りごとや想い

若者の約半数以上が、悩み事や心配といった困りごと・思いを抱えています。その内容は年代によって推移しますが、学校や仕事・職場など、おおむね各年代に沿った悩みを持つことが明らかになっており、全年代で共通して、自らの将来についての悩んでいることが伺えます。

また、行政に対して少なからず思いを伝えたいと思った若者は約3割に留まり、思わない若者が約4割となっています。若者からの意見聴取報告書を踏まえると、その困りごとや思いを聴取するために、まずは意見を発信しやすい風土の醸成が必要です。



資料：京都市 青少年・若者の意識行動に関する調査（令和5年）

● 若者の意見反映に向けた仕組みづくり ～若者当事者の声より～ ●

- ・ いきなり大人数や、大きなテーマについて意見を言うことは難しい。小さな規模から少しずつ自信をつけながら、段階を踏んで意見を形成したい。
- ・ 色々な背景の人がいると思うので、特定の方法だけではなく、複数手段で意見が聴かれる仕組みになってほしい。

資料：ユースカウンシル京都 若者等への意見聴取報告書～次期「京都市はぐくみプラン」策定に向けて から一部抜粋

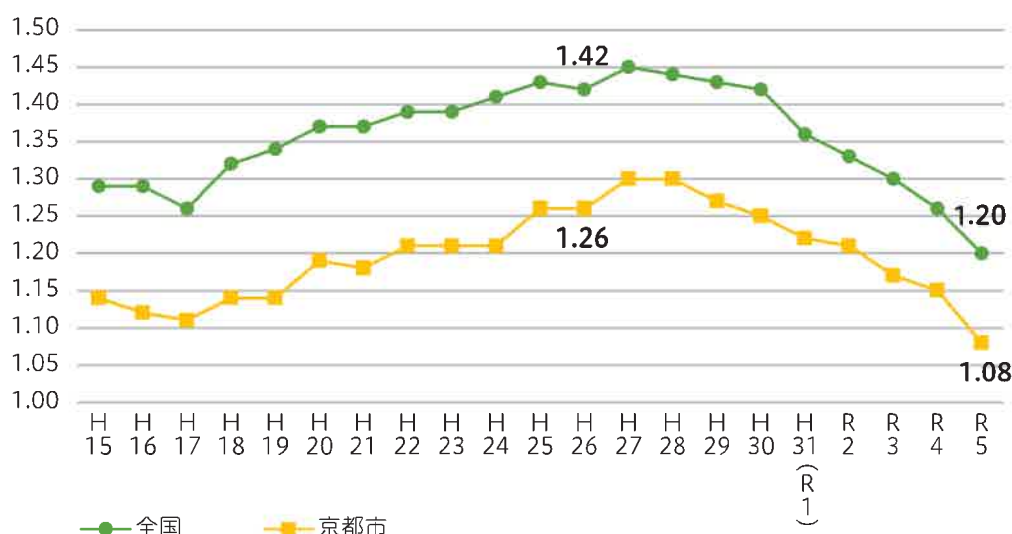
状況④ 少子化の進行・人口減少

京都市の合計特殊出生率は、前計画の策定以降も減少傾向が継続しており、依然全国平均を下回る状況です。

また、京都市人口における社会動態は、外国人を含む15歳～24歳の若者世代が転入超過であり、その影響で全体としては転入超過となっています。一方で、日本人に限ると、特に0～4歳及び25歳～39歳の世代、すなわち子育て世代と次代を担う子どもの転出が多く、その影響で全体として転出超過状態となっています。

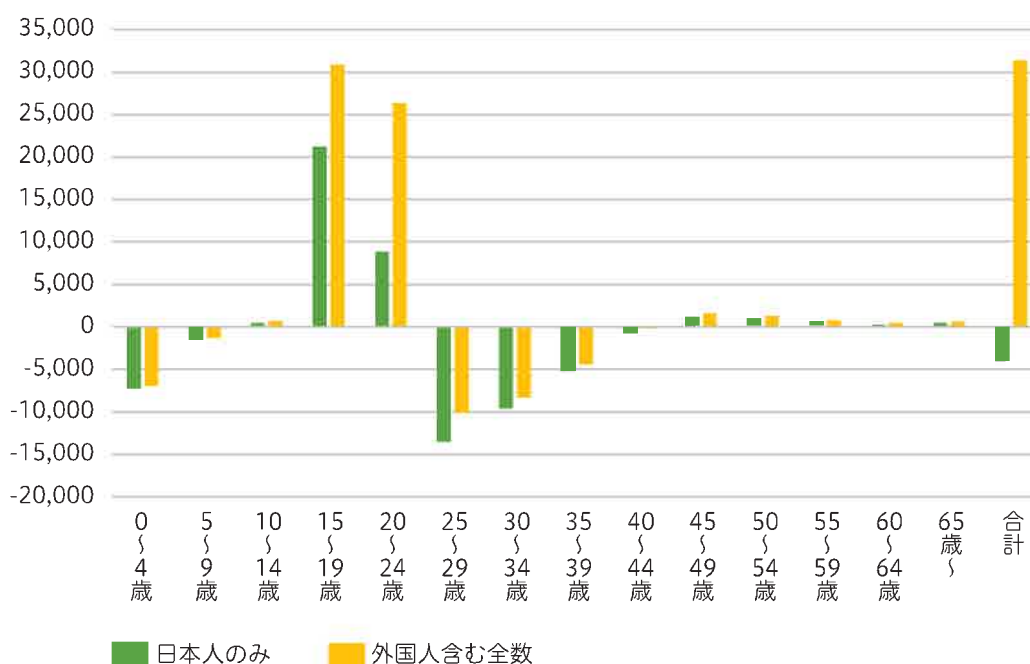


● 合計特殊出生率の推移 ●



資料：厚生労働省「人口動態統計」、京都市の値は「人口動態統計」を基に本市が独自に算出

● H25.10～R6.9における社会動態 ●



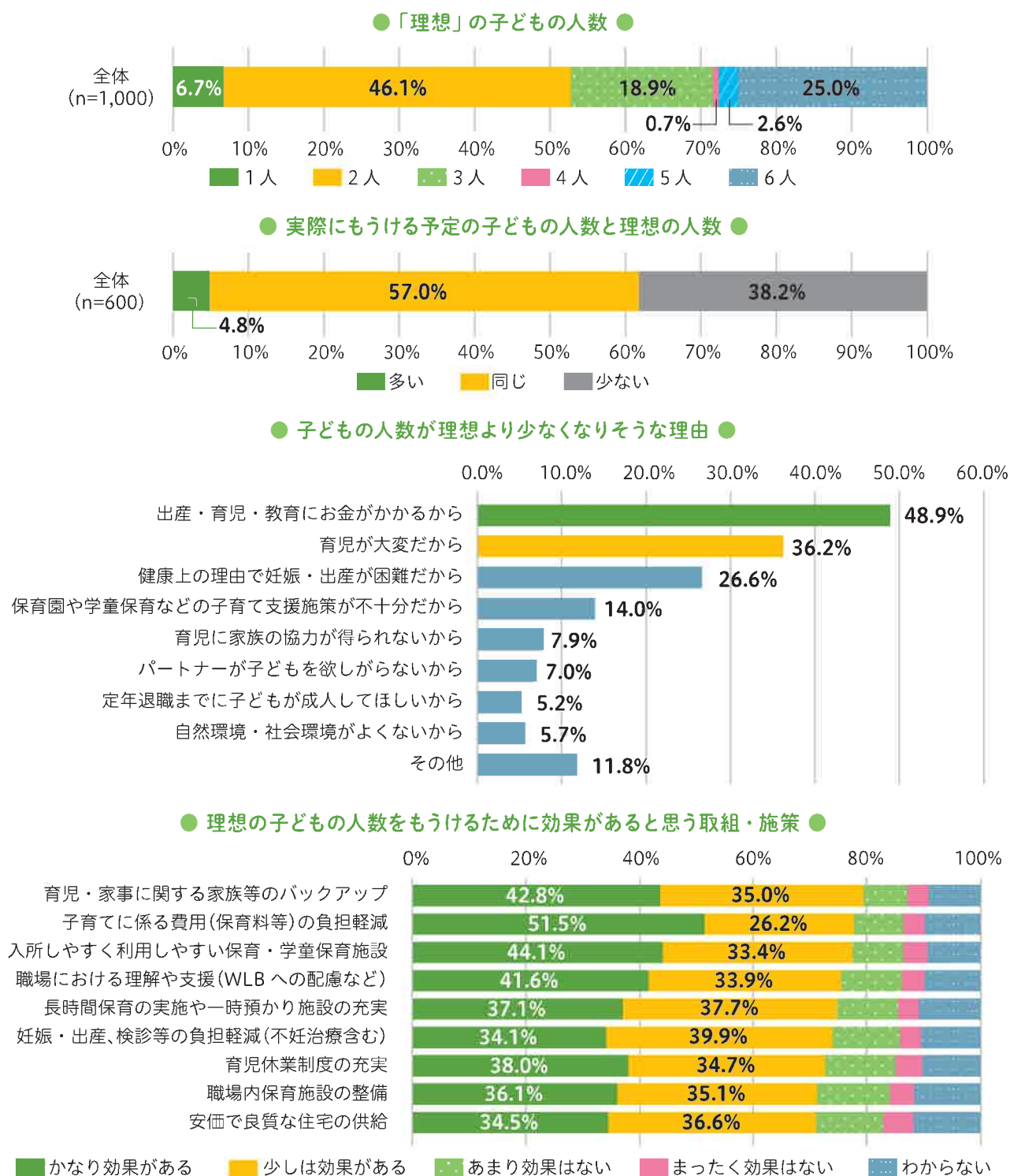
資料：京都市統計ポータル「人口動態・人口移動」を基に作成

状況⑤ 子育て・家庭生活に係る当事者の意識

理想として2人以上の子どもを持ちたい子育て当事者は9割を超える一方、その約4割が理想の子どもの人数をもうけられない、と回答しています。

その理由として挙げられているものからは、「お金がかかるから」といった経済的な支援や、「育児が大変だから」といった子育て当事者本人やその家庭への支援の必要性が伺えます。

また、理想的な子どもの人数をもうけるための取組としては、先述した支援に加え、保育の充実や住宅の確保など多岐にわたっており、全庁横断的に支援していく必要性が伺えます。



資料：京都市 家族や家庭生活のあり方に関する意識調査（令和5年）

⑥ 策定の基本理念

誰一人取り残さず、全ての子ども・若者が、京都ならではの文化に触れながら、社会全体で愛され、見守られ育つとともに、将来への希望を持って社会参画し成長することで、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちを実現します。

また、少子化の進行・人口減少などの喫緊の課題がある中、結婚・出産・子育ての希望を持つ全ての人の願いが叶うよう、子ども・若者に加えて、子育て当事者や子育て支援者もまんやかに据え、子育て・教育環境の充実や「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」をより一層推進し、子どもから大人まで全ての人々から愛される、市民第一主義の「選ばれるまち京都」を実現します。



⑦ 目指すべきまちの姿

これまでに述べた京都市の特色や、子ども・若者やその家庭を取り巻く現状、策定の基本理念等を踏まえて、本計画は次の「まち」を目指していきます。

すべての子ども・若者・子育て家庭の最善の利益を「まんなか」に、
府市協調で「子育て・教育環境 日本一」と実感できるまちを実現

「こどもまんなか」のまち・京都

また、これを通じて、国連が定めたSDGs（持続可能な開発目標）の理念である「誰一人取り残さない」を具現化するとともに、あらゆる危機を乗り越えて将来にわたって人々がいきいきと暮らせる「レジリエンス」のある社会も実現していきます。

※目指すべきまちの姿の実現にあたって重視する視点

状況1～5の現状を踏まえ、次の視点を重視していきます。

- 「子ども」と「若者」の多様な居場所が保障され、その思いや意見を気軽に発信できる。
- 「子ども」が、安心できる環境での様々な体験を通した育ちが保障される。
- 「若者」が、多様な可能性のもと、希望をもって自らの未来を切り拓ける。
- 「子育て当事者」が、その尊い役割を社会全体から応援され、安心して子育てできる。
- 身近な地域を含めた「社会全体」において、全ての人が幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることが出来る。

第Ⅱ部 具体的方策

第Ⅱ部では、子ども・若者やその家庭を取り巻く現状や国の示す各種計画等に鑑みた本計画における重要事項とその対応について、第1章で記載します。また、第1章の取組を含め、第2章で子ども・若者やその当事者などへの施策を体系的に整理し、お示しします。

さらに、第3章では、策定期間中の子ども・子育てを支援する事業に関する必要量の見込みなどを定める「子ども・子育て支援事業計画」についてお示しします。

なお、施策内容や支援事業計画の詳細は、別冊としてとりまとめ、京都市情報館ホームページ上において公開しています。

公開HP詳細、二次元コード

コラム② 子ども・若者の意見聴取と反映について

先述したことも基本法やこども大綱において、改めて「子ども・若者の意見を聴き、その意見を反映すること」について明記されました。

その内容を受け、本計画の策定においても、子どもの居場所である児童館や、若者団体の自主的な取組から明らかになったその意見を反映しています。

児童館における取組 (子ども向け)

児童館や学童保育所（市内計140か所）に通う子どもに対し、「「ここにいたい」と思える場所があるか」等の設問を設けたアンケート調査を実施し、5,298件の回答を得ました。

その結果を基にワークショップを実施し、実施の中で出た意見を踏まえた市長との「市民対話会議」を実施しました。内容は、「3 居場所と出番」など、子どもの「居場所」に関連する項目へ反映しています。



青少年活動センターなどにおける取組 (若者向け)

若者の任意団体「ユースカウンスル京都」が、青少年活動センターを利用する若者などを対象としたアンケート調査及びワークショップを実施し、「若者施策の重要な視点」「若者の意見反映に向けた居場所づくり」など、若者自身による、若者の声を取りまとめた報告書を、市長との「市民対話会議」において市長へ提出するとともに、その内容について議論を深めました。

提出いただいた報告書は、子ども向けの取組と同様、本計画における関係する項目へ反映しています。



主な意見は、ページ14・15「③「居場所」と「出番」」で掲載しています。

第1章 本計画における重要事項

① 子ども・若者、子育てにやさしい「こどもまんなか社会」づくり

こどもまんなか社会とは、「全ての子ども・若者が、自身が置かれている環境に関係なく、身体的・精神的・社会的に、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で健やかな成長と生活ができる社会」のことです。

こどもまんなか社会の実現には、子ども・若者施策の充実はもちろんですが、子育て当事者や子育て施策・サービスの担い手、当事者となろうとする人など、全ての関係者が、気兼ねなく利用できる支援制度や、社会全体で支えられる環境を充実させていく必要があります。

少子化や人口減少問題など、全国的な課題への対応とともに、京都に住みたい、住んでよかったと思っていただける風土づくりを進めていきます。

【取組の方向性】

- 子ども・若者に関係する経済的負担の更なる軽減を推進します。
- 住宅、学校、職場、子育てなどの様々な場面において、施設や設備といったハード面とサービスといったソフト面の両面から、全庁横断的に子ども・若者や子育て当事者を支えています。
- 「こどもまんなか社会」・「選ばれるまち京都」の実現に向け、オール京都の体制で、社会全体の機運・意識を醸成していきます。

【具体的な施策】

① 経済的負担の更なる軽減への取組

2人目以降の保育料無償化、子ども医療費支給制度の充実 など

② 子育てにやさしいまちづくり

・住宅の支援

若年・子育て世帯の定住・移住促進（京都安心すまい応援金、「こと×こと」（若者・子育て応援住宅）） など

・多様な遊び場の拡充

こどもまんなか公園魅力アッププロジェクト、全天候型の遊び場の確保に向けた検討 など

・子ども・若者が安心して集える環境づくり

西京極総合運動公園をはじめとした運動施設整備、民間保育所等の老朽化対策をはじめとした施設整備 など

・社会全体であたたかく見守り支えあう機運の醸成

京都はぐくみ憲章の啓発・実践推進、京都はぐくみネットワークをはじめとした地域や関係機関による子育て応援に資する情報発信、オール京都の推進体制による子育て当事者を見守り支え合う機運の醸成 など

③ 教育環境の充実

中学3年生での30人学級などの少人数教育 など

④ 子育て・教育に関する情報発信の充実

子育て支援ポータルサイト「はぐくーもKYOTO」や「京都はぐくみアプリby母子モ」などによる、子育て支援施策やイベント情報など、情報発信の充実

② 子ども・若者の意見反映

令和5年4月、こども基本法が制定され、子ども・若者の政策を策定・実施などをするにあたっては、その意見を幅広く聴取し、反映させることが各自治体に義務付けられました。

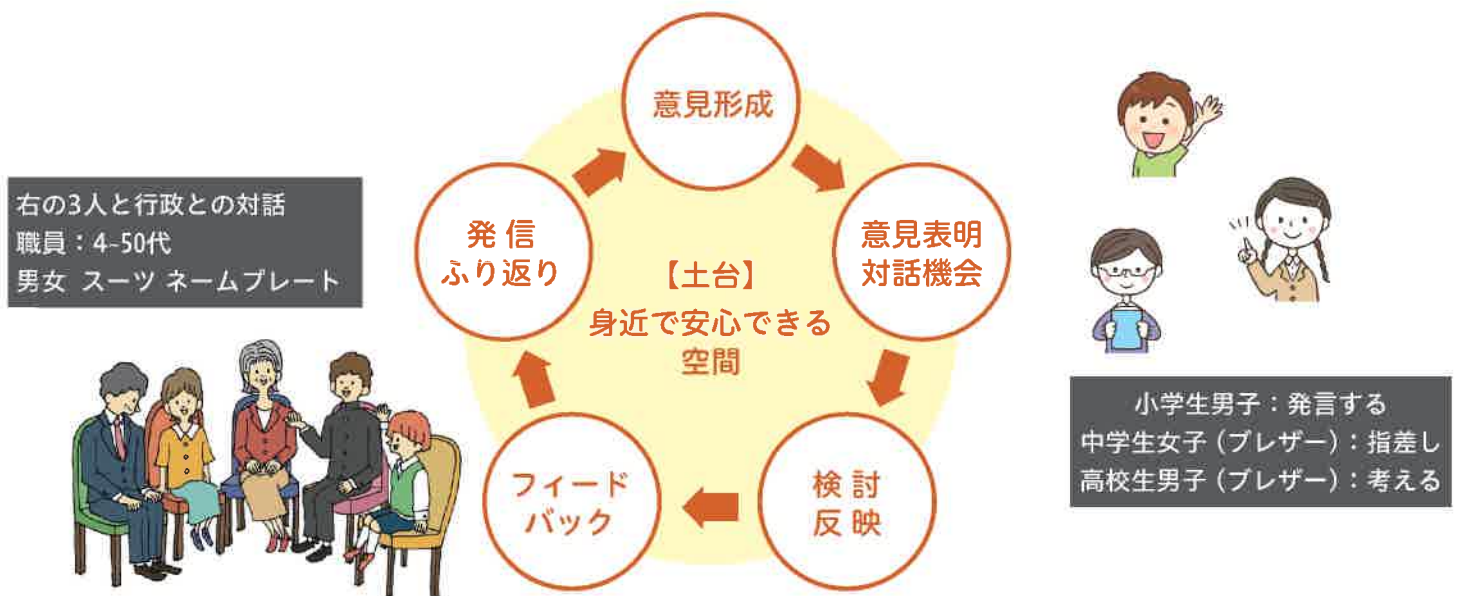
本市においても事業や施設の運営を推進する中で生の声の聞き取るなど、実施してきた事業個別での意見の聴取に一層努めるとともに、子ども・若者からより幅広く意見を聞き、反映していく仕組みづくりが重要です。

まずは、子ども・若者が自由に意見を発信できる豊かな土壌の醸成を目指し、発信された意見などの反映プロセスを透明化しつつ、あらゆる手段・ツールを活用しながら、意見の聴取とその反映に取り組んでいきます。

【取組の方向性】

- まずは、子ども・若者が意見を発信しやすい環境づくりに取り組みます。
- 本計画策定以降も、子ども・若者から継続的に意見を聴き、施策に反映できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

● 循環型子ども・若者の意見反映モデル ●



資料：ユースカウンスル京都 若者等への意見聴取報告書～次期「京都市はぐくみプラン」策定に向けて

【具体的な施策】

- ・児童館をはじめとする関連施設と連携し、循環型子ども・若者の意見反映モデルに基づく子ども・若者の意見反映プロセスの検討・実施
- ・ユースカウンスル京都等の若者団体と連携した、循環型子ども・若者の意見反映モデルに基づく若者からの意見反映プロセスの検討・実施
- ・パブリックコメントの実施
- ・子ども・若者向けパブリックコメントの手法検討と実施
- ・子育て支援者等の研修における「聴く側」の意識醸成

③「居場所」と「出番」

令和5年12月、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、その中において、子ども・若者の居場所とは以下のとおりとされています。

- ① 子ども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、子ども・若者の居場所となり得ること
- ② その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、子ども・若者本人が決めること

本市においても、子ども・若者の視点に立ち、その声を聴きながら、安心・安全で、地域の特性が活きる、各々のライフステージに応じた切れ目ない「こどもまんなか」の居場所と出番づくりをさらに推進していきます。

【取組の方向性】

- 今まで本市が取り組んできた居場所づくりでつくってきた居場所は、指針を踏まえ、改めて子ども・若者の意見を聴きながら運営を行っていきます。
- 地域の施設・資源の活用や、関係機関・団体同士の連携により、子ども・若者の居場所について充実させていきます。

【具体的な施策】

- ・ 学童クラブ事業や放課後まなび教室による、安心・安全な放課後の居場所の充実と出番づくり
- ・ 児童館や青少年活動センター等による、子ども・若者の居場所と出番づくり
- ・ 青少年活動センターによるアウトリーチ手法を活用した事業の推進
- ・ 子ども食堂など、自主的な子どもの居場所づくりの取組への支援
- ・ 学校施設、図書館など地域資源を活かした子ども・若者の居場所と出番づくり

コラム② 子ども・若者の意見聴取と反映について（つづき）

子ども・若者の意見聴取の場では、活発な意見交換が行われ、様々な意見が交わされました。交わされた意見について、いくつか紹介します。

児童館ワークショップ ～「喜怒哀楽」ごとに欲しい居場所～



『喜』グループ

- 明るい雰囲気や広々とした空間
- 褒めてくれる（認めてくれる）人の存在
- 歌や音楽を楽しめる空間 など



『怒』グループ

- クールダウンできる雰囲気の空間
- 壁や仕切りがあり、少し孤立できるスペース
- 誰かに話を聞いてもらえる場所 など



『哀』グループ

- 落ち着いた音楽や自然の音
- 人と距離を保ちながら、支えてもらえる空間
- 感情を表現できる場所 など



『楽』グループ

- クッションや布団など、心地よくなるもの
- お昼寝スペースや、静かな休憩所
- 開放感を共有できる人や空間 など

ユースカウンスル京都と市長との市民対話会議

～若者の居場所のあり方～

いつでも行きたいと思った
ときに行ける空間や場所が
居場所

「何もしなくてよい」という
安心感が重要だと感じる



話を聞いてくれる場所と
人が大事

任せてもらえる、社会の
一員としてできることが
あると、若者がいきいき
するのではないかな

コラム③ 「居場所」と「出番」について

皆さんには、「ここにいたい！行ってみたい！」と思える場所がありますか？
そのような場所は、誰にでも必要だと思います。

京都市には、市が運営する児童館や青少年活動センターなどのほか、地域の方々や団体が運営する子ども食堂などの居場所があり、ひきこもり・不登校などに関する相談窓口もあります。

子ども・若者の皆さんからの声によると、「そこにいるだけで心地よい」「ありのままの自分でいても大丈夫」と思えるような居場所もあれば、「やりたいことができる」「やってみたいことを後押ししてくれる」といった出番づくり、「悩みを聞いてくれる」「寄り添ってくれる人がいる」といった相談ができる場など、人それぞれ異なっています。

今後とも、子ども・若者の皆さんが、気軽に行ける場所・相談できる居場所づくりを行います。また、皆さん一人ひとりの思いに寄り添い、共に考え、皆さんの出番につなげられるような機会・環境づくりや、場合によっては相談につなげられるよう取り組んでまいります。

出番（子ども・若者の活躍の場）

- 居場所でのイベント企画やお手伝いなど、役割の創出
- ボランティアや地域のための活動などを後押し
- 若者が発表する機会の提供 など

相談

- 相談機関へのつなぎ



居場所の運営に関わる大人



④ 子どもの育ち

令和5年12月、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定され、その中ではじめての100か月までの子どもの育ちには、以下の「安心」と「挑戦」の繰り返しが重要とされています。

- ① 子どもが不安な時などに、身近な大人がその気持ちを受け止め、子どもへ寄り添うことで「安心」の土台となる「アタッチメント（愛着）」を形成
- ② 「安心」の中で多様な子ども・大人や、モノ・自然などの環境との出会いなどでの豊かな「遊びと体験」を通じた「挑戦」

これを踏まえ、本市では、保育の質の充実に引き続き重点的に取り組むとともに、子育て当事者や保育者、子育て支援者などが、100か月以降の子どもを含めたその育ちに寄り添うことのできる環境を実現していきます。また、「京都ならではの」多様な「遊びと体験」を通じた豊かな育ちが保障される社会の実現を目指します。

【取組の方向性】

- 「こどもまんなか」の視点を加え、本市独自の保育士加配など、引き続き幼児教育・保育の質の向上や、未就園児を含めたすべての乳幼児の子育て支援に取り組み、子どもの育ちに寄り添うことのできる環境を公・民が一体となって実現していきます※。

市営保育所の今後の役割について

子どもの健全な心身の発達を図るため、引き続き、公・民が一体となって、次の考えに基づき、本市の保育の質の向上及び地域の子育て支援の更なる充実を図っていきます。

- 今後、公として果たすべき役割については、多様化する保育ニーズに対応していくため、時代の状況に応じた取組を直営の保育現場で実践することで、知見等を行政が自ら蓄積し、それらを本市の保育施策に還元するとともに、災害等予期することができない突発的な事象への対応など、行政の保育所として本市の保育環境を支えていきます。

なお、公としての役割を踏まえつつ、その配置については、今後、少子化が進行するなかであって、子どもの乳幼児期の成長発達において重要となる集団での活動を経験する機会の確保等の観点を含め、引き続き検討していきます。

- 保育施策の企画・立案や実践、民間保育施設への支援・助言等を行うため、市営保育所での実地経験の積み重ねや保育所外での職務経験等を通して、保育の専門性及び行政スキルを備えた保育士等を本市職員として育成し、本市の保育行政に寄与していきます。



- 保育士等の処遇改善や働き方改革等の推進により「京都の保育」の魅力を高め、「働きがい」の向上や人材確保につなげるとともに、市民がより一層安心して預けることができる保育環境整備を進めることで、「京都らしい」保育を実践していきます。
- また、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援に取り組んでいきます。
- さらに、子どものうちから文化芸術や伝統産業などに触れられるといった、本市ならではの強みを活かした「遊びと体験」の機会拡大と、内容の深化・充実を検討し、取り組んでいきます。

【具体的な施策】

① 幼児教育・保育の質の向上

- ・ 保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職員配置、民間保育園等への人件費等補助金を通じた保育士等の処遇改善や働き方改革の推進
- ・ 円滑な幼保小連携・接続の推進
- ・ こども誰でも通園制度の実施
- ・ 「マイ保育園・こども園」「マイ幼稚園」事業の推進 など

② 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室（こども家庭センター）の専門性を活かした親子アタッチメント形成への支援
- ・ 医療機関や地域等との連携による妊娠前からの切れ目ない支援の推進
- ・ 乳幼児健康診査や訪問・面談などの機会を活かした伴走型の支援の推進 など

③ 「京都ならではの」様々な「遊びと体験」

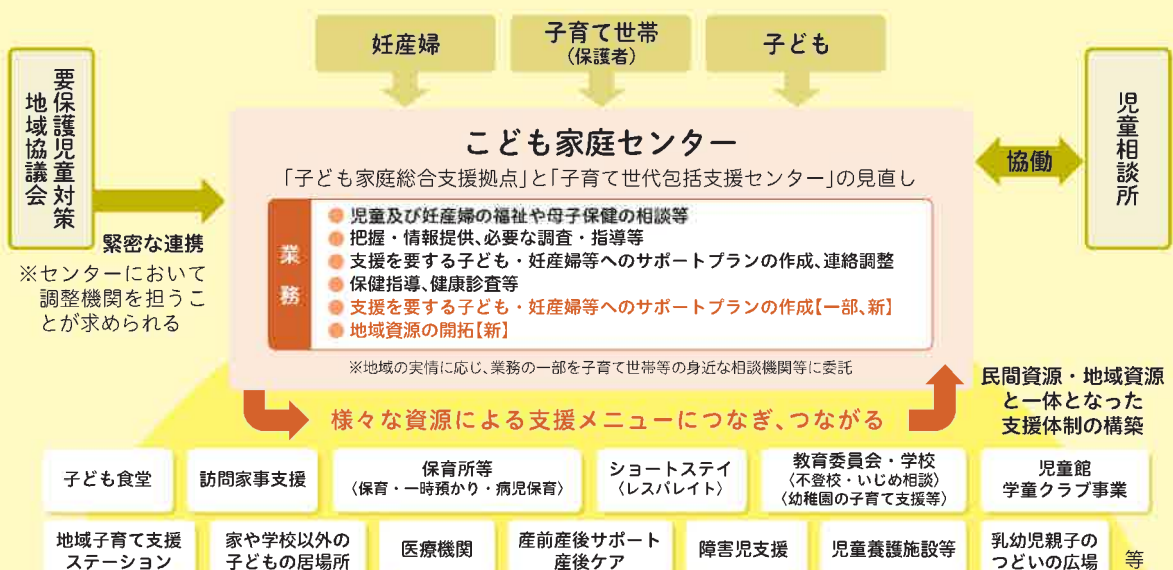
- ・ 京都ならではの伝統文化教育など、「ほんもの」の文化・芸術に触れる機会の創出（全小学校での茶道・全中学校での華道体験）
- ・ 「ようこそアーティスト」、「ようこそ和の空間」の各事業などによる、子どもたちが文化・芸術に触れる機会の創出
- ・ 「京の「匠」ふれあい事業」による、伝統産業の制作体験機会の創出
- ・ 広報紙及びウェブサイト「あつまれ！京わくわくのトビラ」による子ども・親子向け体験イベント情報の発信
- ・ 「KYOTO ARTBOX for KIDS」による子ども向けアート情報の発信 など



コラム④ こども家庭センターとは

令和6年4月に改正児童福祉法が施行され、市町村は「全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する」機関である「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

これを受け、京都市では、令和6年4月に区役所・支所子どもはぐくみ室を「こども家庭センター」として位置づけ、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を実施しています。



⑤ 多様な支援ニーズへの対応

全国的に、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、貧困、障害、ヤングケアラーなど、抱える課題や支援ニーズは複雑化・複合化し、グラデーション状に広がっています。

そうしたニーズや課題に対応するためには、地域共生社会の実現を目指す「京・地域福祉推進指針」や「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」など、関連する分野別計画との連携が不可欠です。

前計画から推進してきた取組を継続しつつ、関係する分野別計画と連携しながら、地域の中で支え合う取組が生まれやすい環境づくりと、緩やかなつながりによって見守るセーフティーネットの強化を図るとともに、行政・支援機関等が包括的に受け止め、連携・支援する体制を強化していきます。

【取組の方向性】

- 関連する分野別計画と連携し、複雑化・複合化する課題に対応していきます。
- 特性や状況に応じて、全ての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けることができるような支援体制の充実など、切れ目のない支援を推進します。
- 区役所・支所子どもはぐくみ室や児童福祉センターを中心に、国・府の関係機関や児童福祉施設等、学校とも連携し、見逃しや遅れのない対応と包括的な支援を提供する体制の整備を進めていきます。

【具体的な施策】

① 複雑化・複合化する課題への対応

- ・ 継続的な支援を必要とする家庭への支援
- ・ 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実
- ・ ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援
潜在的なヤングケアラーの把握、就学支援、学校での配慮、子ども・若者総合相談窓口による相談支援 など
- ・ ひとり親家庭の負担軽減のための支援
学習支援、就労支援、貸付金の実施 など
- ・ 社会的養育の推進
里親等委託の推進、特定妊婦等への支援の強化 など
- ・ 安心・安全な教育環境の確保
いじめ・不登校の未然防止と早期発見・解決に向けた取組の推進 など



小学生と中学生
男女

② 行政・支援機関などと連携した包括的な支援体制の整備

- ・ ヤングケアラーの把握・支援の連携推進
区役所・支所子どもはぐくみ室と学校関係機関との連携強化 など
- ・ 児童虐待防止対策の推進
区役所・支所子どもはぐくみ室及び児童福祉センターを中心とした個別支援の強化
- ・ はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプランの推進（障害児福祉分野施策との連携）
- ・ 京・地域福祉推進指針の推進（重層的支援体制整備事業など、福祉分野施策との連携）

第2章 施策の体系

施策の体系の中では、具体的な施策を包括した「主な取組」として、施策を取りまとめた取組方針を記載しています。

具体的な施策は、京都市情報館ホームページ上に、「別冊」として「施策一覧」で整理しています。

① ライフステージを通した施策

① 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

ア 社会全体での認識共有

子ども・若者が権利の主体であることについては、これまでから「京都はぐくみ憲章」の推進に係る取組をはじめ、教育段階から人権教育や啓発を通じて、その認識共有を行ってきました。

今日、こども基本法の制定など、国を挙げてその重要性が顧みられています。本市としても、子ども・若者が権利の主体であることを再認識し、こどもまんなかの視点で理解の促進に社会全体で取り組んでいきます。

【主な取組】

- ・市民や企業・団体など社会に向けた、児童虐待などの各種啓発事業と人権教育・啓発の推進
- ・自立し、よりよく生きるための基盤を養う道徳教育や自然体験などを通した、乳幼児期から豊かな人間性や社会性をはぐくむ取組
- ・子ども・若者が気軽に利用できる相談窓口等の整備・周知

など

イ 子ども・若者の社会参画促進や意見反映の機会充実

子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有などに加え、子ども・若者を社会の一員として、その参画機会拡大と意見の市政反映をさらに進めていく必要があります。

子ども・若者が主体となって活動する団体をはじめ、就学前児童と接する保育園等の施設職員や、就学後児童と接する児童館等職員、施設が所在する地域のほか、本市各部局に横ぐしを刺し、内外問わず連携を強化し、その機会拡大と意見の反映を推進していきます。

【主な取組】

- ・市政や施策等に対するパブリックコメントなどによる子ども・若者の幅広い意見聴取とその反映
- ・京都市はぐくみ推進審議会といった、施策に関する議論の場等への参加促進を図るなどにより、若者の社会参画の機会を拡充

など

② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」をはじめ、多様な「遊び」と「体験」が子ども・若者の生涯にわたるウェルビーイング向上の土台を作る、とされています。

これまでから行ってきた「京都ならではの」の文化芸術や伝統産業に触れる機会や、各地域で行われる年中行事や体験についても、乳幼児から触れられるような取組や施策となるよう、関係機関や施設、市民団体と連携し、引き続き推進していきます。

また、多様化する社会への理解促進や教育の推進を図り、多様な子ども・若者がより一層活躍できる環境づくりを行っていきます。

【主な取組】

- ・「京都ならではの」の文化芸術や伝統芸能、伝統産業など、本市の特色を活かした多様な体験機会の創出
- ・若者の地域交流事業など、市民・地域で企画・実施される多様なジャンルの取組の実施やその取組の周知広報
- ・アントレプレナーシップ（起業家）教育やグローバルリーダー育成研修等、多様化する社会での活躍に資する教育の推進
- ・外国籍の子ども・若者への支援や、多様な性のあり方などの周知啓発

など

③ 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援

ア 貧困家庭の子ども・若者への支援

貧困及び貧困の連鎖によって、子ども・若者の将来が閉ざされることが決してあってはならないという考えのもと、経済的支援だけではなく生活習慣や学習、地域や社会とのつながり、安心して過ごせる居場所の確保など、引き続き様々な角度からの支援を行います。

また、子ども・若者やその家庭の状況・ライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、子ども・若者が困難な状況にあっても未来に希望が持てるよう、社会的に自立できるための支援を含め、地域、関係機関とも相互に連携を深めながら、総合的・継続的に推進します。

【主な取組】

- ・就学援助制度や児童扶養手当など、経済的困難を抱える子ども・若者やその家庭に対する経済的な支援
- ・子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所づくりを通じた、より多くの地域における「気づきの窓口」の展開と支援と見守り活動の推進
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、区役所・支所子どもはぐくみ室などによる一体的な相談支援と自立相談支援

など

イ 障害のある子ども・若者への支援

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等における参加・包摂（インクルージョン）を推進し、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

また、障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援につなげていくとともに、一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行います。

加えて、インクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと一人一人の教育的ニーズに応じた就学支援・教育支援を進めるとともに、家庭や地域の理解を得ながら、同じ地域や同じクラスの仲間として共に学び、支え合えるような交流及び共同学習やきめ細かな切れ目のない支援を関係機関とも連携して推進していきます。

【主な取組】

- ・ 関係機関との連携による発達の遅れや特性のある子の早期発見や早期支援
- ・ 重症心身障害児・医療的ケア児等、様々な特性や状況に応じた支援の仕組みや体制の充実
- ・ 児童発達支援センターを中核とした相談、支援、連携体制の強化
- ・ 障害の状態及び発達の過程・特性に応じた合理的配慮の提供や、子育て支援と障害児支援の双方向から緊密に連携した支援が行われるような地域社会へのインクルージョンの推進
- ・ インクルーシブ教育の理念に基づく一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育の実施

など



車椅子の男子児童
女性教員



障がい者教育
児童男女 男性教員

ウ 児童虐待対策・社会的養育の推進

虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況などを踏まえ、すべての子どもの命を守り抜き、健やかに育むため、学校や地域の関係機関と連携した「寄り添い支援」と「子どもの安全確保と虐待を受けた子どもへの重点的な支援」の両方の充実を図ります。

また、社会的養護を必要とする全ての子ども・若者が適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障（特別養子縁組等による永続的な家庭環境の保障）の観点も踏まえ、子どもの最善の利益を目的とし、地域・里親・施設でのそれぞれの支援体制の強化を行います。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室による、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもに対するより一層の一体的な相談支援の推進
- ・ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実
- ・ 児童相談所が関わる子どもへの意見聴取及び「子どもの権利ノート」の活用等をはじめとした意見表明支援による子どもの権利擁護に係る環境整備の推進（意見聴取、フィードバックなど）
- ・ 「COCO・てらす」をはじめとした児童福祉センターの環境改善と児童虐待対応や相談支援の推進
- ・ 里親・ファミリーホームへの支援の推進や、乳児院・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換などの推進
- ・ 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設等を活用した地域支援の推進
- ・ 望まない妊娠、思わぬ妊娠をした方が一人で悩まず早めに相談できるよう、SNS等で相談ができることの周知啓発、利用の推進

など



楽しそうな児童 男子2 女子2

エ ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援

いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども・若者本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいといわれています。

本市としても、「京都市ケアラー支援条例」に基づき、その実態把握を進めながら、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援とその必要性の周知啓発を行っていきます。

【主な取組】

- ・「ヤングケアラー」の社会的認知度向上のため、ポスター掲出をはじめとした周知啓発の実施
- ・多様な関係機関が情報共有・連携できるよう、関係機関向け研修会の実施
- ・訪問支援モデル事業の実施結果を踏まえた、多分野・多機関協働による連携支援の推進
- ・京都府による京都府ヤングケアラー総合支援センターや、子ども・若者総合相談窓口など、関係機関と連携した相談支援

など

オ ひとり親家庭支援

母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭は、経済的に厳しい家庭が多いほか、経済状況に関わらず子育てと生計の維持を保護者一人で担い、育児や家事の負担等の子育てに課題を抱えやすい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、ひとり親施策推進の拠点「京都市ひとり親家庭支援センター」（愛称：ゆめあす）を中心に、関係機関との連携により、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることのできる支援ネットワークをより強化するとともに、経済的支援や就労支援などの各種施策について、引き続き、ひとり親家庭のニーズに沿ったものとなるよう充実を図ります。

【主な取組】

- ・児童扶養手当やひとり親家庭等医療費などの支給をはじめとした、経済的支援の実施
- ・ショートステイ・トワイライトステイや日常生活支援事業などによる、日々の子育てなどの負担軽減
- ・母子生活支援施設の活用や市営住宅への優先入居などによる、ひとり親家庭が置かれる困難な状況への支援

など



給食を食べる幼児



④ 子ども・若者の自殺対策、犯罪・事故などから子ども・若者を守る取組

誰もが自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、子ども・若者への自殺対策を推進する必要があります。府市協調で相談窓口の充実などを推進し、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに基づく総合的な取組を進めていきます。

また、インターネット上の有害情報などをきっかけとした犯罪被害といった問題が起きています。性犯罪や性暴力対策や犯罪被害防止の取組と両輪に、学校や警察などとの連携を図り、非行防止教育などを推進します。

また、日本版DBSやチャイルド・デス・レビュー（CDR）など、国が進める施策を一丸となって検討・推進します。

【主な取組】

- ・全小中学校における一人一台端末を用いた心の健康観察システムの導入検討や、多様な相談窓口の充実など、自殺対策への取組を推進
- ・非行防止教育や保護司等による社会を明るくする運動などを通じた、非行の未然防止や立ち直り支援の実施
- ・情報モラル教室や非行防止教室・薬物乱用防止教室、プレコンセプションケアなど、義務教育段階からの各種犯罪被害を防止する教育の実施と周知啓発
- ・親子のための相談LINEや保護者学習会などによる家庭環境からの抑止力強化
- ・京都市生活安全（防犯・交通事故防止）基本計画や、みつけ隊アプリなどによる生活安全の確保
- ・路上喫煙等の禁止等に関する条例と受動喫煙防止対策の推進
- ・こども家庭庁主導での日本版DBS導入などへの協力や情報提供

など



中～高生 男女 私服
スマホで相談
上半身



カウンセラー 男女（4～50代）
聴診器なし バインダーを手に持つ
（男性も女性のイラストと同ポーズ）

② ライフステージに応じた施策

子どもの誕生前から幼児期まで

① 妊娠前から支える、安心して妊娠・出産できる環境づくりと切れ目のない保健・医療の提供

ア 安心して妊娠・出産できる支援の充実と体制強化

妊娠出産期は、妊産婦本人の身体的・心理的变化に加え、家庭・乳幼児などに関する課題などを抱えやすい状況にあります。

そういった不安や課題などに対応するため、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う「こども家庭センター」として区役所・支所に設置している子どもはぐくみ室の相談対応機能を最大限に発揮し、妊娠前から育児期まで切れ目のない支援を行います。

また、子育て家庭を身近な地域で支えるため、医療機関をはじめとした関係機関との連携と体制確保を図ります。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室による、切れ目のない寄り添った相談支援
- ・ 伴走型相談支援における妊婦相談事業や妊産婦健康診査受診券の交付により、妊婦等の心身のケア及び出産に向けた支援の推進
- ・ 乳幼児健康診査や3歳児健康診査での屈折検査、新生児聴覚検査、先天性代謝異常等検査など、子どもの疾病・障害の早期発見や早期治療・療育につなげる取組の推進
- ・ 産後ケアや新生児訪問指導を通して、母親の心身のケアや育児サポート、子どもの発育フォロー等の実施
- ・ 子ども医療費支給制度の推進・拡充や不妊・不育に係る支援の実施
- ・ 乳幼児健康診査や親子の健康づくり講座等を通じた、保育、栄養、歯科、心理発達面等への多角的な相談支援と、地域父母間の交流促進及び育児不安の軽減

など



妊婦・夫と職員の面談
本冊子のサイズに合わせて再作成

イ 乳幼児や子育て環境の健やかな成長のための場づくり

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」に基づき、幼児期までの子どもの育ちを切れ目なく保障するとともに、幼児教育・保育施設等における「京都ならではの」「遊びや体験」などの機会充実と場の提供に取り組めます。

また、親の就業の状況にかかわらず、乳幼児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、子育て家庭の身近な地域における子育て支援活動の展開と、幼稚園、認定こども園や保育園、児童館や乳幼児親子のつどいの広場など、地域の様々な子育て支援拠点を通じた相談の場の提供や支援を行います。

【主な取組】

- ・「京都ならではの」の伝統文化や芸術などに触れられる機会提供と充実
- ・「マイ保育園・こども園」「マイ幼稚園」事業や、児童館・乳幼児親子のつどいの広場、こどもみらい館といった子育て支援拠点などにおける、親子の居場所づくりと子育ての各種相談といった子育て支援や幼児・保護者同士の交流の場・機会の提供
- ・公園や子どもの遊び場などの整備と維持管理の充実



コラム⑤ 幼保小連携について

幼児教育の重要性 について

幼児期は生涯にわたる人格形成や学びの基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児の興味や関心に基づいて自発的に夢中になって遊ぶことや、遊びをより楽しく実現したい、「やってみたい」という思いをもつことで、幼児が自ら感じたり、気づいたり、分かたり、できるように なったりしていき、意欲をもって粘り強く取り組み、協力するなどの力が育まれます。

幼児期に“好きなことに夢中になって遊んだ”子どもたちは、知りたい！学びたい！やってみたい！と思う意欲をもって小学校に入学します。その意欲が「学びに向かう力」を育み、小学校の体系的な学習に主体的に取り組むことができるのです。

「幼保小の架け橋プログラム」 について

「幼保小の架け橋プログラム」とは、5歳児から小学校1年生の2年間で「架け橋期」とよび、幼稚園、保育園、認定こども園などの就学前施設で身に着けたことを小学校教育に切れ目なくつなぎ、安心して小学校生活が送れるようにし、生涯にわたる学びや生活の基盤をしっかりと作る取組です（令和7年度から全市立小学校で実施）。

小学校と地域の就学前施設が、施設類型を越え、工夫を凝らして、子ども同士の交流やカリキュラムの接続、先生同士の連携・協働に取り組んで、相互理解を深め、全学的な教育・保育の質の向上を目指します。

② 幼児教育・保育

ア 幼児教育・保育の体制確保と質の向上

幼児期の教育・保育は、子どもの健全な心身の発達や人格形成の基礎を培う重要なものであり、各保育施設の多様な理念や方針を尊重した京都市ならではの質の高い教育・保育を引き続き提供できるよう、質の充実に努めます。

また、幼保小接続の観点から、遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、乳幼児期における学びと育ちを小学校に円滑につないでいくための多様な取組を、関係団体との連携のもと継続的に進めます。

【主な取組】

- ・ 保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職員配置、民間保育園等への人件費等補助金を通じた保育士等の処遇改善や働き方改革の推進
- ・ キャリアアップ研修をはじめとした保育士等への研修の実施
- ・ 認可外保育施設への指導・助言や給食関係者への研修会実施・巡回など、安心・安全な保育環境等の提供
- ・ 就学前施設等と小学校との、子ども・児童や教職員・保育士等の交流促進などによる円滑な幼保小連携の推進
- ・ 民間保育所等の老朽化対策

など

イ 多様な幼児教育・保育の提供

利用者の多様な働き方やライフスタイルの変化による教育・保育ニーズに応えるため、保育園・認定こども園・幼稚園等におけるこども誰でも通園制度や一時預かり事業、病児・病後児保育などの取組を進めるとともに、障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもの受入促進など、多様な幼児教育・保育の提供を進めます。

また、人間性の形成や心身の健全育成を図るため、乳幼児期における発育・発達過程に応じた食育の推進とともに、安心・安全を確保するため引き続きアレルギー対応等についても取組を進めます。

【主な取組】

- ・ こども誰でも通園制度の実施
- ・ 病児・病後児保育の安定的な運用
- ・ 医療的ケア児保育支援事業の実施などによる、困難を抱える子どもの受入れ支援
- ・ 食物アレルギーや宗教上の配慮など、子どもの状況に応じたきめ細かな給食の提供
- ・ 保育園等での給食の提供や食育の取組に関する研修・施設巡回等による支援の実施

など

学童期から思春期まで

③ 子どもの教育環境

ア 子どもたちが夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力をはぐくむ教育の推進

全ての子ども・若者が、自身が置かれている環境に関係なく、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を基盤として、多様な他者と協働しながら、自ら問いを立て、主体的に課題を発見・解決できる持続可能な社会の担い手として必要となる資質や能力を育みます。あわせて、地域や伝統文化・伝統産業への誇りを培い、多様な文化や価値観を認め、互いに尊重し合い助け合う態度を育成します。

また、一人一台端末やデジタル教科書の活用、子どもたちが将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して取り組むことができる環境の整備を進めます。

【主な取組】

- ・全市立学校における茶道・華道体験の機会創出などをはじめとした、「京都ならではの」の伝統文化・伝統産業などの教育の推進
- ・インクルーシブ教育の理念に基づく特別支援教育の充実など、一人一人のニーズに応じた教育の推進
- ・ICTの活用による、GIGAスクール構想の推進をはじめとした子どもの学びの充実や、教員が子どもと向き合うことができる環境づくりの推進
- ・学校部活動及び地域クラブ活動の在り方見直しによる、スポーツ・文化芸術活動の環境整備
- ・全員制中学校給食の実施

など

コラム⑥ 市立小学校・中学校での取組

京都市では、教育分野においても様々な取組を実施しています。

京都市子ども未来会議

「京都市子ども未来会議」は、少年非行、暴力行為等の未然防止を目的に、子どもの「規範意識」を育むための取組です。小学校代表児童による「京（みやこ）キッズ会議」と、中学校代表生徒による「中学校生徒会サミット（会議）」の両会議を合わせて未来会議として位置づけ、毎年度実施しています。

令和6年度は、「京キッズ会議」で「みんなが笑顔になるために、自分たちができることは何だろうか」を、「中学校生徒会サミット」で「校則」を、それぞれ議論しました。

校則の見直しに関する取組

生徒会をはじめとした生徒が主体となって、アンケート調査による全校生徒への意見聴取などを行い、生徒の主体性を尊重した校則の見直しを進めています。

イ 安心・安全な教育環境の確保

持続可能で質の高い教育環境の充実に向け、環境や防災に配慮した誰もが安全・安心に活用できる施設環境の整備を図ります。

また、いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命・身体に重大な危険が及ぶ許されない行為であるとの認識の下、いじめの防止に取り組みます。

加えて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置による、いじめや不登校などの課題解決に向けた、心理的・福祉的な視点からの支援を継続するとともに、教室に入りにくい子どもたちの学習機会や安心できる場所の確保のため、校内サポートルームの整備充実や、学習支援等を担う「子ども支援コーディネーター」の配置を進めます。

【主な取組】

- ・京都市学校施設マネジメント計画に基づく、学校施設の安全確保、長寿命化改修や防災機能強化
- ・「京都市いじめ防止等に関する条例」などに基づく取組の推進をはじめとした、いじめの防止に向けた学校づくりの推進
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置によるいじめや不登校などの相談・支援
- ・校内サポートルームの整備と子ども支援コーディネーターの配置による不登校児童生徒などへの支援

など



ウ 成年を迎える若者への情報提供と教育

子ども・若者が社会の中で成年として自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達に程度等に応じて身に付けることができるよう、社会的・職業的自立に向けた体験教育の実施や、職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動などを行います。

また、消費者の権利と責任について理解できるよう、教育機関や関係団体と連携した消費者教育（租税や金融経済含む）の推進を図ります。

【主な取組】

- ・消費生活総合センターを中心とした、消費者教育（租税や金融経済含む）の実施
- ・「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業など、社会的・職業的自立に向けた学習活動の実施
- ・子ども議場見学など、将来の主権者としての意識をはぐくむ取組の実施

など

④ 多様な居場所づくりとからだ・こころのケア

ア 子ども・若者の目線に立った多様な居場所づくり

全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。児童館や放課後まなび教室、青少年活動センターなど、様々な居場所で子ども・若者の声を聴きながら充実を図るとともに、子ども食堂等の自主的な居場所づくりの取組を後押しします。

また、家庭・地域・学校・関係団体・行政がしっかりと連携しながら社会体験や生活体験の提供に取り組み、子ども・若者の健やかな成長を支え、豊かな感性を育むことができる居場所を提供していきます。

【主な取組】

- ・児童館等での学童クラブ事業や全市立小学校での放課後まなび教室など、子どもの安心・安全で質の高い放課後の居場所の提供
- ・児童館事業や児童館等の老朽化対策、青少年活動センターでの各種事業などによる、子ども・若者が安心して過ごせる居場所の提供
- ・地域資源である子ども食堂等の居場所づくりに対する支援
- ・児童館などでの乳幼児との交流活動や学習支援事業など、居場所における多様な体験機会の確保
- ・京都市の事業や施設におけるボランティア活動の促進など、居場所と地域が連携した取組の推進

など

コラム⑦ 放課後の子どもの居場所づくり

京都市では、全ての子どもたちが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を確保するため、学童クラブ事業や放課後まなび教室において、障害の有無に関わらず利用希望児童の全てを受け入れています。

学童クラブ事業と放課後まなび教室の充実に当たっては、引き続き、教育委員会をはじめとする関係部局との垣根を超えた綿密な連携を行うとともに、令和5年12月に国から発出された「放課後児童対策パッケージ」の内容を踏まえ、学校施設の有効活用や、両事業の更なる連携の推進を通じて、包括的に子どもを見守り、育むことができる「こどもまんなか」の放課後の居場所づくりを進めます。

また、依然として利用ニーズが高まっている学童クラブ事業については、担い手の確保に向け、職員の処遇改善に資する支援を行うとともに、待機児童ゼロを継続のうえ、利用ニーズを見極めながら、可能な限り小学校の校内で実施場所を確保するなど、安心・安全な放課後の居場所の充実を図ります。



イ 相談体制の充実と保健・医療の提供

思春期を迎える子ども・若者に対し、将来を見据えたところとからだの健康づくりに関する知識の習得や体験等の機会を提供することにより、次世代を担う意識の醸成を図るとともに、進路やライフデザインに迷う子ども・若者に対する相談・支援を行います。

また、こども相談センターパトナの設置や、スクールカウンセラーの全市立学校への配置など、児童生徒の心のケア及び保護者への支援の充実に取り組むほか、子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制を確保します。

【主な取組】

- ・ 中学校・高等学校等でのプレコンセプションケア（将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと）の実施
- ・ 性に関する教育や、性感染症予防・検査に関する窓口・電話等での相談受付
- ・ 子ども・若者総合相談窓口などによる、子ども・若者が抱える様々な悩みや相談への対応と関係機関等によるネットワークの構築
- ・ 思春期を迎える子どもたちに、将来に向けたライフデザインの検討機会の提供
- ・ 休日夜間、平日準夜帯における医療体制の確保

など

空白の吹き出し
いくつか



中学校のプレコン講義イメージ
14歳くらいの
女子2男子2のグループワーク
ブレザー制服
ノート等冊子ではなく
プリントを広げてライフプランを
考えたり話し合っている感じ

そばに見守る女性教員

(2カット相当)

思春期から青年期へ

⑤ 若者の自己成長と社会参画

ア 多様なライフデザイン形成への支援

思春期及び青年期は、社会の一員としての自主性の基礎を形成する大切な時期です。

若者が自己肯定感を育み、将来の生き方を自ら考え、希望するライフデザインを形成し実現できるよう、キャリア教育や地域若者サポートステーション等による若者への就労支援などを推進するとともに、経済団体などの関係機関と連携します。

また、ニート、ひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を抱える若者の早期発見や総合的な支援を行うため、関係部署間の更なる連携強化を図ります。

【主な取組】

- ・ 青少年活動センターを中心とした、若者へのキャリア形成支援
- ・ 「よりそい・つなぐ」相談窓口や子ども・若者総合相談窓口など、困難を抱える若者に寄り添った相談・支援
- ・ 京都若者サポートステーションや京都市わかもの就職支援センターなどを通じた、地域企業への就職支援
- ・ 京都府のきょうと婚活応援センターによる結婚支援での連携など、結婚を希望する方への支援
- ・ 経済団体に対して、多様な働き手の成長と活躍を支援するため、職場環境の整備、能力開発支援などの活用を要請

など

イ 若者が持つ多様な力を活かした社会づくり

青少年活動センターが地域と若者を結ぶ拠点として、若者の活動につながる情報の発信や、地域特性をいかした特色ある事業を展開することにより、若者の様々な分野へのチャレンジを支援し、若者が地域活動などを通じて喜びや楽しみを感じるきっかけづくりとなるような取組を推進します。

また、若者の積極的な地域活動や市政への参加を促進し、若者が地域活動等を行うためのきっかけづくりや、若者文化を発信する機会の創出等の支援を行うことによる地域への愛着を育みます。

【主な取組】

- ・ 青少年活動センターなどによる、若者のボランティア活動や地域活動の促進
- ・ 東山 アーティスツ・プレイスメント・サービス(HAPS)などによる、若手アーティストへの支援
- ・ 審議会等への青少年の更なる参加促進による、社会参画の機会提供
- ・ 大学地域連携創造・支援事業(学まちコラボ事業)や京都学生祭典への支援などを通じた、「大学のまち京都・学生のまち京都」の推進

など



③ 子育て当事者を支える施策

① 子ども・若者、子育てにやさしい「こどもまんなか社会」づくり

ア 子ども・若者を支える地域のネットワークづくり

本市ならではの市民力、地域力、文化力を礎とした、子育てサークルやNPO団体の自主的な取組に加え、京都はぐくみネットワークの所属団体等との連携を通じて、「京都はぐくみ憲章」の理念が地域に浸透する取組を実践し、子どもを地域の宝として大切に育む「はぐくみ文化」を発展させる取組を進められてきました。

自治会・町内会や社会福祉協議会、民生児童委員、保護司をはじめとする地域との協働はもとより、子ども・若者を支援する関係機関・団体、学校、企業、市民、行政によるネットワークをより一層緊密なものとし、引き続き子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で推進していきます。

【主な取組】

- ・「京都はぐくみ憲章」の啓発・実践推進
- ・学校運営協議会や京都はぐくみネットワークなどによる、地域に根差した活動の一層の推進
- ・京都市はぐくみ未来応援事業など、寄附を通じた民間活力による子ども・若者の未来への支援

など



イ こどもまんなかまちづくり

子ども・若者や子育て当事者の目線に立ち、子ども・若者や子育て当事者にやさしい住環境への支援や施設の整備といった、「こどもまんなかまちづくり」を推進していきます。

特に、洛西地域や山科・醍醐地域など、地域の活性化を重点的に取り組む地域などにおいて、子ども・若者が集う場やそのアクセスの確保、親同士や地域住民との交流機会を生み出す取組などを推進していきます。

【主な取組】

- ・洛西“SAIKO”プロジェクト、meetus山科-醍醐など、特定地域の重点的な「こどもまんなかまちづくり」の推進
- ・若者・子育て応援住宅など、若年・子育て世帯の定住・移住の促進
- ・西京極総合運動公園などの運動施設や、アーバンスポーツパークを楽しめる環境づくり、こどもまんなか公園魅力アッププロジェクトなどによる、公園等の整備や維持管理の充実

など

ウ 「こどもまんなか社会」の実現に向けた担い手の育成・確保

幼児教育・保育に携わる方、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる方、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる方、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、子育て支援に携わる担い手の育成・確保や専門性の向上を図り、子ども・若者の健やかな育ちや困難に対して支援します。

【主な取組】

- ・保育士や幼稚園教諭、児童館職員など、子育て支援へ携わる施設職員への資質向上を目的とした研修等の実施
- ・新規の資格取得者の確保や再就職支援を目的としたイベント・研修、教員等の処遇改善など、担い手の確保に関する取組の実施
- ・地域における福祉教育やボランティア学習推進事業などによる、担い手となろうとする子ども・若者の育成
- ・熱意溢れる教員希望者のチャレンジを促す教員採用試験の実施や、教職に就く際の不安軽減を目的とした「教職スタートパッケージ」の創設
- ・学校のサポートルーム等で児童生徒の学習補助や相談相手を担う「学びのパートナー」事業

など

エ 機運醸成と情報発信

子ども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、「こんにちは赤ちゃん事業」での家庭訪問等において助言や情報提供を行うとともに、子育て支援施設等の関係機関との連携を強化し、若い世代にとってなじみやすいSNS等や、スマートフォンアプリなどの多様なメディアも活用しながら、子育ての楽しさや素晴らしさのほか、子育てに役立つイベント情報などについて発信します。

また、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する配慮や子育て応援の取組を行い、子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

【主な取組】

- ・子育て支援ポータルサイト「はぐくーもKYOTO」や「京都はぐくみアプリby母子モ」、「あつまれ！京わくわくのトビラ」などによる、子育て支援施策や地域の子育てイベント情報をはじめとした情報発信の充実
- ・園庭開放や市営地下鉄へのベビーケアルームの設置など、子育てを応援する取組の実施
- ・「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」など、オール京都の推進体制による子育て当事者を見守り支え合う機運の醸成

など



② 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」を推進するためには、ライフステージを通じて、子育て家庭の生活の安定や、子ども・若者の健やかな成長に資する継続的な取組が必要です。

社会全体で子育てを支え合う観点から、幼児教育・保育の無償化や義務教育段階における就学援助制度、高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的な支援や負担を軽減する取組を推進していきます。

【主な取組】

- ・ 児童手当や支援を必要とする世帯への国による給付や、市立小・中学校への就学時における学用品費や給食費等の援助など、経済的支援の実施
- ・ 子ども医療費支給制度や第2子以降保育料の無償化など、経済的負担の更なる軽減
- ・ 国に対して、給食制度の自治体格差が生じないよう、国財源による学校給食費の無償化について要望など

コラム⑧ 中学校給食について

中学校給食（現行）の改善について

栄養価摂取のみならず、食育の「生きた教材」となるよう、季節に合わせた献立や節分などの行事献立、京都の伝統的な食文化を取り入れるなど、献立の工夫や調理方法の改善に努めています。

各中学校・小学校においては、中学校給食の周知および充実、食育の推進のため、PTAと連携した保護者の試食会、小学校6年生を対象とした児童の試食体験学習等を実施しています。更に、生徒からレシピを募集し、選考により最優秀となった献立を実際に給食として提供する「中学校給食レシピアイデア募集」の実施、3段階から選べるご飯量選択制の導入（令和4年度以降）など、生徒の声を献立に反映する取組も行っております。



全員制中学校給食の実施について

令和10年2学期から、全員制の中学校給食を実施するため、現在、準備を進めています。全員制中学校給食では、小学校給食で積み上げてきた手作り給食の良さなども生かしつつ、子どもたちに喜ばれるような新献立等も研究・開発するとともに、一層の地産地消の充実を図り、適温で提供できるよう保温・保冷性と密閉性に優れた二重保温食缶を使用します。

また、高度な衛生管理やきめ細やかなアレルギー対応の実現など、給食センター方式の利点も生かしながら、温かくておいしい京都ならではの中学校給食の提供に向けた取組を推進していきます。

（参考）この間の検討経過

子どもたちの健やかな成長と子育て世帯を支援するため、令和5年度から実施に向けた検討を開始しました。専門の調査会社による調査や、学識経験者・PTA代表等からなる検討会議での議論、生徒・保護者等へのアンケート調査、市会の御意見等を踏まえ、給食センター方式を中心に、一部、民間調理場も活用し、令和10年度の夏休み明けから、全市一斉に実施する予定です。

③ 地域子育て支援と家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めた全ての子どもと家庭を対象とする、地域やその家庭のなどの多様なニーズに応じた、地域全体で包括的な支援体制の整備を推進していきます。

また、子育て家庭が子育てに不安や悩みを抱える中で、地域のつながりの希薄化などによって、子育て中の親が孤立しやすい状況になっています。子育て家庭が交流し共に学び合い、相談し合う機会を提供し、親が成長し合える環境づくりを推進します。

【主な取組】

- ・ お祝いレターの提供やすすく子育て応援事業による地域とのつながりを活かした情報提供
- ・ 「京・地域福祉推進指針」や「第9期京都市民長寿すこやかプラン」と連携した、地域での包括的な支援体制整備の推進
- ・ 乳幼児親子のつどいの広場や家庭教育講座などをはじめとした、子育て当事者の交流などの場の提供
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）の推進

など

④ 「真のワーク・ライフ・バランス」の促進

子ども・若者の生き方の手本となるべき大人が、家庭・地域・職場でいきいきと楽しみながら輝くことができる社会を創ることが重要です。

また、就労や家事・育児、育児休業の取得等における性別役割分担意識を見つめなおし、性別にかかわらず活躍できる社会の実現に取り組んでいく必要もあります。

家庭生活や仕事とともに豊かなものとなるよう、「職場」「家庭」「地域や社会」のそれぞれの場において意識変革を促すことはもとより、柔軟な働き方が実現できる労働環境の整備など「働き方改革」の取組を実践していきます。

【主な取組】

- ・ 京都市男女共同参画計画や京都女性活躍応援計画など、性別にかかわらず活躍できる社会の実現を目指す各分野別計画の推進
- ・ 家事・育児参画講座の実施等を通じた、男性の家事・育児の参画推進
- ・ 仕事と子育ての両立に取り組む企業等の先進事例等の収集及び波及・浸透
- ・ 地域企業や学校、保育園、認定こども園、幼稚園など関係機関をはじめとした、各施設などにおける働き方改革の推進

など



第3章 各種需給計画 ～ニーズとサービス量の見込み～

① 子ども・子育て支援事業計画

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本指針に沿って、5年を1期とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」として定めることとされていることから、「京都市はぐくみプラン〈2025-2029〉」と一体的に策定します。

第2期京都市子ども・子育て支援事業計画に引き続き、ニーズ調査の結果等を踏まえ、今後5年間（2025（令和7）年度～2029（令和11）年度）の「量の見込み」及び「提供体制の確保の方策とその実施時期」を次のとおり設定します。

なお、京都市情報館ホームページ上の「別冊」で詳細を掲載しています。

① 教育・保育提供区域の設定

	設定の考え方	対象となる給付・事業
第一次区域 (1区域)	広域で提供体制を確保する必要があるもの	● 病児保育事業 ● 子育て短期支援事業 ● 妊婦に対する健康診査 ● 産後ケア事業 ● 乳児等通園支援事業
第二次区域 (14区域)	区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室単位で事業を実施しているもの	● 利用者支援事業 ● 養育支援訪問事業 ● 子育て世帯訪問支援事業 ● 子育て援助活動支援事業 ● 乳児家庭全戸訪問事業 ● 妊婦等包括相談支援事業
第三次区域 (35区域)	幼稚園、保育園、認定こども園等の通園区域を考慮して設定するもの	● 施設型給付（幼稚園、保育園、認定こども園） ● 地域型保育給付 （小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業） ● 延長保育事業 ● 一時預かり事業（一般型、幼稚園型）
第四次区域 (69区域)	身近な地域で提供体制を確保する必要があるもの	● 放課後児童健全育成事業 ● 地域子育て支援拠点事業

② 幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

ア 小学校就学前児童数の推計

コーホート変化率法（※）を用いて令和7年度～令和11年度の推計人口を算出した結果、令和11年4月の就学前児童数は40,801人、令和6年4月比では9,416人減、変化率▲18.8%となる見込みです。

なお、本市の人口戦略の取組等の社会的要因による人口動態の変動がある場合は、中間見直しにおいて反映させることとします。

（※）各コーホート（同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、将来人口を推計する方法

（例）0歳→1歳の変化率 = 当年度1歳÷前年度0歳

就学前児童数の推移と見込み

(単位：人)

計画期間	第1期計画期間（実績）			第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込）		
年度	H27	R1	R1－H27	R2	R6	R6－R2	R7	R11	R11－R7
0歳	10,890	9,622	▲1,268	9,360	7,413	▲1,947	7,398	6,552	▲846
1歳	11,015	10,275	▲740	9,686	8,027	▲1,659	7,358	6,680	▲678
2歳	10,802	10,431	▲371	10,139	8,288	▲1,851	7,872	6,762	▲1,110
3歳以上	33,072	31,869	▲1,203	31,607	26,489	▲5,118	25,316	20,807	▲4,509
合計	65,779	62,197	▲3,582	60,792	50,217	▲10,575	47,944	40,801	▲7,143

イ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の教育・保育の量の見込み

保育利用率（就学前児童数に占める保育の量の割合）は、女性の有業率の上昇とともに上昇傾向でしたが、令和4年度には女性の25～39歳の有業率が87.9%に達し、男性を0.7pt上回っています。

有業率の男女差がなくなった状況から、女性の有業率・保育利用率とも現状で高止まりすると想定し、令和5年度末の保育利用率を用いて令和11年度末の保育の量の見込みを推計すると、令和11年度末の保育の量の見込みは26,981人、教育の量の見込みは5,689人となります。

なお、保育の量の見込みについて、従前の計画では「0歳児」、「1・2歳児」、「3歳児以上」の3区分で集計していますが、育児休業取得者の増加による全国的な1歳児ニーズの高まりを受け、国から1歳児ニーズを分けて集計する方針が示されたことから、「0歳児」、「1歳児」、「2歳児」、「3歳以上」の4区分で量の見込みを算出しています。

就学前児童数と教育・保育の量の実績と見込み

(単位：人)

年度			確保実績 A	量の見込み B	B - A
			令和5年	令和11年	差
保育	0歳児	就学前児童数	8,131	6,552	▲ 1,579
		保育の量	3,806	3,078	▲ 728
		保育利用率	46.8%	47.0%	+ 0.2pt
	1歳児	就学前児童数	8,427	6,680	▲ 1,747
		保育の量	5,531	4,400	▲ 1,131
		保育利用率	65.6%	65.9%	+ 0.3pt
	2歳児	就学前児童数	8,609	6,762	▲ 1,847
		保育の量	5,562	4,385	▲ 1,177
		保育利用率	64.6%	64.8%	+ 0.2pt
	3歳児以上	就学前児童数	27,911	20,807	▲ 7,104
		保育の量	20,200	15,118	▲ 5,082
		保育利用率	72.4%	72.7%	+ 0.3pt
教育		教育の量	7,711	5,689	▲ 2,022
保育計		就学前児童数	53,078	40,801	▲ 12,277
		保育の量	35,099	26,981	▲ 8,118
		保育利用率	66.1%	66.1%	± 0pt

※各年度とも就学前児童数以外は年度末時点の数値

ウ 2029（令和11）年度末 提供区域別確保必要量

確保必要量は、提供区域・歳児区分別の令和11年度末の保育の量の見込みに対し、令和5年度末の確保実績（※）を差し引いて算出します。なお、確保必要量の算出に当たっては、第2期計画と同様に、乳児（0～2歳児）、幼児（3～5歳児）の2区分で管理することとします。

算出の結果、第3期計画における確保必要量は、全市合計で▲9,088人となり、提供区域別では、山間地域を除き、北・左京・右京エリア及び深草エリアで確保必要量が生じますが、周辺エリアで吸収可能であるため、全区域で確保必要量はゼロとなります。

（※）確保実績は以下の①～③の合計。

- ①令和5年度末の保育利用定員＋定員外受入児童数（整備中の保育利用定員増分含む）
- ②令和5年度末の幼稚園の預かり保育実績
- ③企業主導型保育事業所の地域枠数

エ 保育提供体制の確保方策

第1期計画では、保育ニーズの高まりを受け、全区域的に施設整備による積極的な受皿拡大を実施しました。

第2期計画では、保育ニーズがピークを迎え、減少に転じることを見込み、保育ニーズが高いエリアに絞ったピンポイントでの受皿拡大を実施しています。

令和7年度以降の第3期計画期間においては、第1期、第2期計画を通じて施設整備により保育の受皿が確保できたこと、保育ニーズのさらなる減少により、全市的に既存の提供体制で保育ニーズは充足可能となる見込みです。

これを踏まえ、第3期計画では、施設整備による定員増を中心とした確保方針から転換し、量の拡大の抑制、適正な定員の設定、施設の老朽化対策等といった「人口減少社会における教育・保育提供体制の確保への支援」を行うとともに、量の拡大ではなく、「多様な保育ニーズに対応する多面的な子育て支援」を実施していきます。

なお、引き続き、需給調整のための特例を活用し、幼児教育・保育ニーズが充足している区域においても必要最小限の範囲内で移行枠を設けます。



③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

京都市事業名 【国の事業名】	各年度の量の見込み（上段）と確保方策（下段）						
	単位	令和5 (実績)	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
① 区役所・支所保健福祉センター 子どもはぐくみ室における相談・支援 【利用者支援事業】	箇所	14	14	14	14	14	14
			14	14	14	14	14
	考え方	〈量の見込み〉 区役所・支所の子どもはぐくみ室において、市民からの子育て支援策等に関する相談に対応し、必要な支援を実施していることから、区役所・支所数を量の見込みとする。 〈今後の方向性〉 子どもはぐくみ室のすべての職員が「子育て支援コンシェルジュ」として、子育ての悩みに「気づき」、支援へ「つなぐ」総合案内窓口として、保健と福祉の垣根を越えた切れ目のない支援や質の高い窓口サービスを提供している。子ども・子育てに係る各種施策のチラシ・パンフレットの配架等の積極的な情報発信により、引き続き、利用者支援を更に充実していく。 身近な地域の子育て支援施設や関係団体と同室との連携を強化し、地域の子育て支援ネットワークを発展させる中で、よりきめ細かく利用者への相談・支援に対応していく。 子育て支援施策等の活用や子育て支援機関等との連携により、地域ぐるみで課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に寄り添う支援を、引き続き展開していく。					
② 時間外保育事業 【延長保育事業】	人日	383,150	346,000	332,000	319,000	306,000	297,000
			346,000	332,000	319,000	306,000	297,000
	考え方	〈量の見込み〉 令和5年度及びそれまでの過去3年間についても減少傾向が続いているため、令和5年度の実績に今後の人口推計（0～5歳）を乗じて算出 〈今後の方向性〉 令和2年度以降、減少傾向が続いているものの引き続き様々な就労形態に対応できるよう直近の令和5年度の実績に今後の人口推計（0～5歳）を乗じて算出した量の見込みをベースに提供体制の確保を図っていく。					
③ 一時預かり事業 （保育所型） 【一時預かり事業 （一般型）】	人日	28,693	34,000	33,000	31,000	30,000	29,000
			34,000	33,000	31,000	30,000	29,000
	考え方	〈量の見込み〉 令和5年度の実績に市民ニーズ調査の数値（※）を加え、今後の人口推計（0～5歳）を乗じて算出 （※）市民ニーズ調査の結果から算出した「一時預かり事業（保育所型）を利用したいと思っていたが利用できなかった方」の割合を、就学前児童数に乘じて算出した数値 〈今後の方向性〉 引き続き、現在の提供体制を維持しつつ、京都市全体の地域バランスを考慮しながら、必要な提供体制の確保を図っていく。					

京都市事業名 【国の事業名】	各年度の量の見込み（上段）と確保方策（下段）						
	単位	令和5 （実績）	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
④ 幼稚園における 預かり保育 （市立・私立幼稚園） 【一時預かり事業 （幼稚園型）】	人日	524,592	476,000	453,000	428,000	408,000	392,000
			476,000	453,000	428,000	408,000	392,000
	考え方	〈量の見込み〉 令和5年度の実績に今後の人口推計（3～5歳）を乗じて算出 〈今後の方向性〉 引き続き、私立幼稚園の協力を得ながら提供体制の確保に努め、就労家庭も幼稚園を利用しやすい環境を整えていく。 「預かり保育」の実施体制も含めた幼稚園の取組に関する情報発信等をより一層推進していく。					
⑤ 病児・病後児保育 【病児保育事業】	人日	6,002	13,100	12,700	12,400	12,000	11,600
			13,100	12,700	12,400	12,000	11,600
	考え方	〈量の見込み〉 以下の2つの数値を合計して算出。令和8年度以降は、人口減少を加味して、逓減率を乗じて算出。 ・過去3年間の平均利用実績（令和2年度は新型コロナの影響等により大きく減少しているため除外）に、近年、利用者数が増加傾向であることを踏まえ、同期間の対前年伸び率の平均値を乗じて算出した数値 ・市民ニーズ調査の結果から算出した「病児・病後児保育を利用したいと思っていたが利用できなかった方」の割合を、推計児童数に乘じて算出した数値 〈今後の方向性〉 認知度向上のための対策を継続的に実施するとともに、必要に応じて、地域バランスや交通の利便性等を考慮しながら、施設の新設や既存施設の定員数の拡充を図るなど、提供体制の確保を図る。					
⑥ 児童館・学童クラブ事業、放課後ほっと広場、地域学童クラブ事業補助 【放課後児童健全育成事業】	人	16,198	16,802	16,510	16,037	15,420	14,713
			16,802	16,510	16,037	15,420	14,713
	考え方	〈量の見込み〉 第四次提供区域における学童クラブ事業の登録児童数の推移をもとに令和7年度以降の登録児童数を算出。 〈今後の方向性〉 今後も引き続き、利用の増加が見込まれる地域を中心に、量の見込みに対応する実施場所の確保に取り組み、可能な限り小学校の校内に確保していくなど、児童の利便性や移動の安全性を踏まえた充実を図る。 児童館等における大学生等職業体験事業の推進など関係団体との連携により、新たな職員を確保していくとともに、質の高い育成支援を提供するため、児童館・学童クラブ事業に従事する職員の処遇改善の支援を実施する。					

京都市事業名 【国の事業名】	各年度の量の見込み（上段）と確保方策（下段）						
	単位	令和5 (実績)	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
⑦ 家庭訪問による 継続的個別支援 （子どもはぐく み室職員による 支援） 【養育支援訪問事業】	人	819 1,289	788	773	759	744	730
			788	773	759	744	730
	考え方	〈量の見込み〉 実績をもとに、増減率を乗じて算出 〈今後の方向性〉 引き続き、量の見込みへの対応に必要な体制の確保に努めるとともに、子どもはぐくみ室における体制の強化等を行い、支援の充実を図る。					
⑧ 家庭訪問による 継続的個別支援 （育児支援ヘル パー派遣事業） 【子育て世帯 訪問支援事業】	人日	1,180	1,359	1,272	1,190	1,114	1,043
			1,359	1,272	1,190	1,114	1,043
	考え方	〈量の見込み〉 利用実績をもとに、増減率を乗じて算出 〈今後の方向性〉 引き続き、量の見込みに対応するために必要な体制の確保に努める。					
⑨ ヤングケアラー 世帯訪問支援モ デル事業 【子育て世帯 訪問支援事業】	人日	2	14	17	20	23	26
			14	17	20	23	26
	考え方	〈量の見込み〉 令和3年度に実施した実態調査における結果と、令和5年度及び6年度におけるモデル実施の結果を踏まえて算出 〈今後の方向性〉 引き続き、支援が必要なヤングケアラーの把握や利用勧奨など丁寧な関わりを行うとともに、事業の全市展開についても検討していく。					
⑩ 子育て支援短期 利用事業 （ショートステイ） 【子育て短期支援事業】	人日	7,738	8,326	8,544	8,712	8,846	8,920
			8,326	8,544	8,712	8,846	8,920
	考え方	〈量の見込み〉 専用居室を有する施設等がある4行政区は、令和5年度における当該4行政区の平均利用割合が維持されることを見込み、それ以外の7行政区は、令和5年度における当該7行政区における利用割合の最大値まで、いずれの行政区においても利用割合が高まることを見込み、児童数見込みも考慮し、各年度の見込児童利用数を算出 〈今後の方向性〉 事業を実施している既存の児童福祉施設等の活用と併せて、京都市全体としての地域バランスや交通の利便性を考慮しながら、新たな受け皿の確保を図る。 質の向上等については、引き続き施設等での職員研修や、施設監査の実施等により、サービスの質の向上と高いレベルでの平準化を図る。					

京都市事業名 【国の事業名】	各年度の量の見込み（上段）と確保方策（下段）						
	単位	令和5 （実績）	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
⑪ 子育て支援短期 利用事業 （トワイライト ステイ） 【子育て短期支援事業】	人日	1	20	20	20	20	20
			20	20	20	20	20
	考え方	〈量の見込み〉 過去の利用実績を平均して算出 〈今後の方向性〉 各施設において、措置等による入所の状況を踏まえながら、利用可能な空間を利用することにより、ニーズに適応した提供体制を確保していく。 質の向上等については、引き続き施設での職員研修や、施設監査の実施等により、サービスの質の向上と高いレベルでの平準化を図る。					
⑫ 児童館事業、京 都市子育て支援 活動いきいきセ ンター（乳幼児 親子のつどいの 広場）事業 等 【地域子育て支援 拠点事業】	人回	231,594	262,220	251,616	246,274	238,661	231,696
			262,220	251,616	246,274	238,661	231,696
	考え方	〈量の見込み〉 コロナ禍前（平成30年度）における「0～2歳児1人あたりの利用回数」に対し、各年度の0～2歳児数の見込みを掛けて算出 〈今後の方向性〉 児童数の減少に伴い利用回数の減少が見込まれること、これまでの取組により身近な地域での子育て支援機能確保したこと、新規開設は行わず、各施設において地域との連携を図るなど質の向上に努めていく。					
⑬ 京（みやこ）い きいき子育てサ ポート事業 （京都市ファミ リーサポート事 業） 【子育て援助活動 支援事業】	人回	8,229	8,945	8,945	8,945	8,945	8,945
			8,945	8,945	8,945	8,945	8,945
	考え方	〈量の見込み〉 依頼会員を活動回数に基づき区分したうえ、区分ごとに「依頼会員の数」に「活動回数の最大値」を乗じて得た数を合計して算出 〈今後の方向性〉 市民しんぶんでの講習会の開催通知や区役所・支所子どもはぐくみ室及び図書館へのチラシ配架等、引き続き広報活動を行い、提供体制の確保に努める。 あわせて、会員同士の交流会の実施等、依頼会員に安心して利用していただける取組を充実させていく。					
⑭ 新生児等訪問指 導事業 （こんにちは赤 ちゃん事業） 【乳児家庭全戸訪問 事業】	人	7,845	7,398	7,160	6,947	6,732	6,552
			実施機関：区役所・支所子どもはぐくみ室、京北出張所 実施職員：保健師、保育士、母子保健訪問指導員				
	考え方	〈量の見込み〉 各年度の推定出生数を量の見込みとして算出 〈今後の方向性〉 引き続き、量の見込みへの対応に必要な体制の確保に努めるとともに、子どもはぐくみ室における体制の強化等を行い、支援の充実を図る。					

京都市事業名 【国の事業名】	各年度の量の見込み（上段・中段）と確保方策（下段）						
	単位	令和5 （実績）	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
⑮ 京都市妊産婦健康診査 【妊婦に対する健康診査】	人回	妊婦健康診査受診券使用枚数					
		96,010	84,342	79,586	75,098	70,863	66,867
		産婦健康診査受診券使用枚数					
		12,648	11,140	10,512	9,919	9,360	8,832
		実施場所：妊産婦健康診査委託医療機関					
	考え方	〈量の見込み〉 妊産婦受診券綴想定交付枚数をもとに平均使用枚数を乗じて算出 〈今後の方向性〉 引き続き、委託医療機関の拡充に努め、提供体制を確保する。 他都市の医療機関において、医療機関の事情等により京都市と委託契約が締結できず、妊産婦がやむを得ない理由により受診券を使用できなかった場合は、償還払いで対応する。					
⑯ 妊婦等包括相談支援事業 （伴走型相談支援） 【妊婦等包括相談支援事業】	回	20,162	22,194	21,480	20,841	20,196	19,656
		実施機関：区役所・支所子どもはぐくみ室、京北出張所 実施職員：保健師、保育士、母子保健訪問指導員					
	考え方	〈量の見込み〉 各年度の推定出生数に1組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面談回数（3回）を乗じて算出 〈今後の方向性〉 引き続き、量の見込みへの対応に必要な体制の確保に努めるとともに、子どもはぐくみ室における体制の強化等を行い、支援の充実を図る。					
⑰ 京都市スマイルママ・ホッと事業 【産後ケア事業】	人日	産後ショートステイ					
		1,511	1,691	1,738	1,786	1,836	1,886
		産後デイケア					
		332	384	402	421	440	460
		実施場所：委託医療機関等					
	考え方	〈量の見込み〉 利用実績をもとに、その伸び率と産婦の減少率を乗じて算出 〈今後の方向性〉 引き続き、本事業を希望する方が利用できるよう委託事業者とも連携しながら提供体制の確保に努め、支援の充実を図っていく。					





新生児
おもちゃ

④ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

本事業は、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国で実施されることとなります。

本市では、令和8年度からの本格実施を見据えて、令和6年度に試行的事業を実施しており、その実績を踏まえて、令和7年度以降のこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込みと確保方策を設定しています。

京都市事業名 【国の事業名】	各年度の量の見込み（上段）と確保方策（下段）								
	単位	令和6	歳児	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	
こども誰でも通園 制度 【乳児等通園支援事業】	人	－	0歳児	528	528	528	528	528	
				528	528	528	528	528	
			1歳児	315	315	315	315	315	
				315	315	315	315	315	
			2歳児	57	57	57	57	57	
				57	57	57	57	57	
	考え方	〈量の見込み〉 令和7年度の推定未就園児（生後6か月～2歳）に、令和6年度の試行的事業における申込割合（一番高い行政区の割合を適用）を乗じて算出したうえで、同事業における申込者の歳児割合で割り戻して算出							
		〈今後の方向性〉 制度の本格実施後の実績を鑑みて、必要に応じて、同事業計画期間中に見直しを行うことを想定							

② 障害児福祉計画に掲げる数値目標

（上段：利用者数、下段：延べ利用日数（1月当たり））

区 分	単位	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
放課後等デイサービス	人	4,353	4,460	4,567	4,674	4,780
	人日	51,365	51,736	52,064	52,349	52,580
児童発達支援	人	2,668	2,752	2,840	2,931	3,025
	人日	16,008	16,512	17,040	17,586	18,148
障害児相談支援	人	385	450	525	613	715
障害児入所施設	人	47	47	47	47	47
保育所等訪問支援	人	60	60	60	60	60
	人日	120	120	120	120	120
居宅訪問型児童発達支援	人	25	25	25	25	25
	人日	200	200	200	200	200
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	12	20	20	20	20

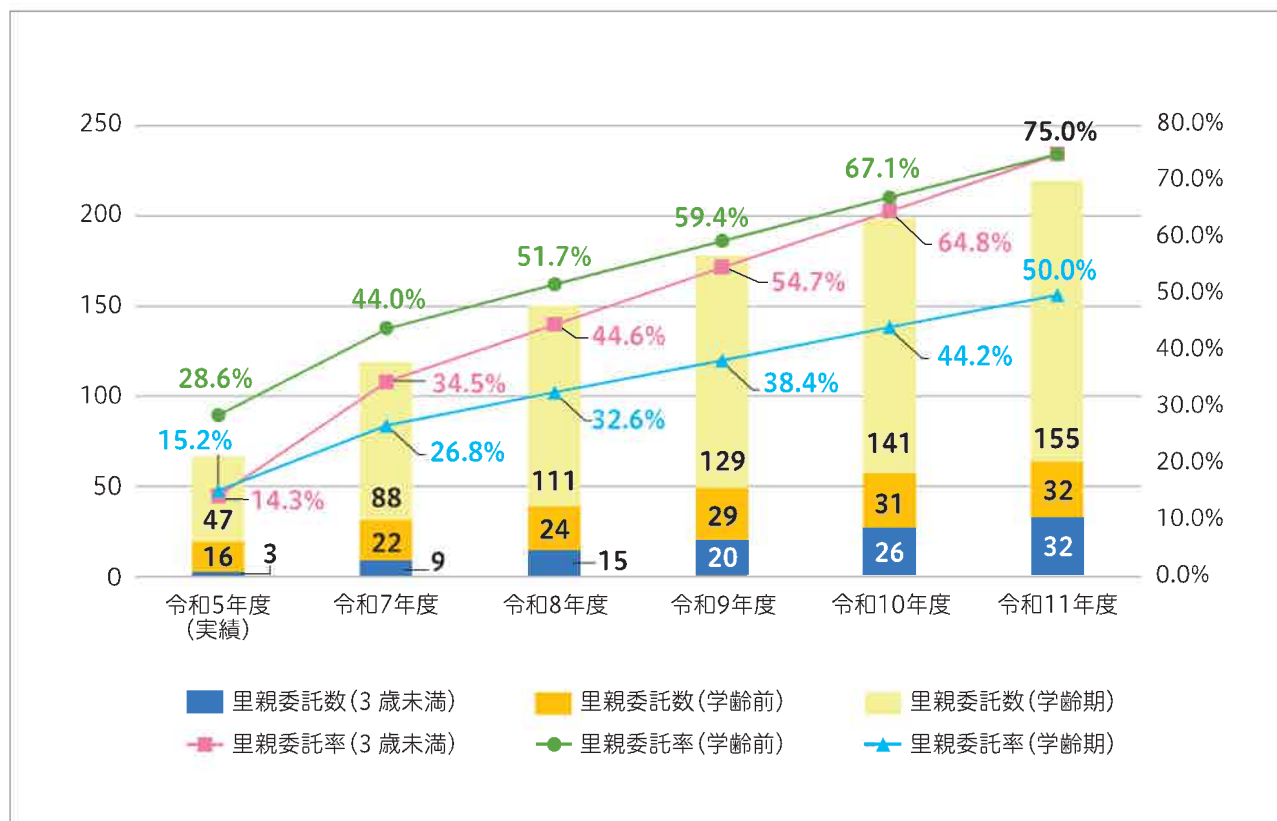
③ 社会的養育推進計画に掲げる数値目標

代替養育（施設入所・里親等への委託）が必要な子どもの数

種別	年度	令和5（実績）		令和7		令和8		令和9		令和10		令和11	
		委託数 （人）	委託率 （%）	委託数 （人）	委託率 （%）	委託数 （人）	委託率 （%）	委託数 （人）	委託率 （%）	委託数 （人）	委託率 （%）	委託数 （人）	委託率 （%）
施設	3歳未満	18	-	18	-	18	-	17	-	14	-	11	-
	学齢前	40	-	27	-	23	-	19	-	15	-	11	-
	学齢期	263	-	241	-	231	-	206	-	177	-	154	-
合計		321	-	286	-	272	-	242	-	206	-	176	-
里親等	3歳未満	3	14.3	9	34.5	15	44.6	20	54.7	26	64.8	32	75.0
	学齢前	16	28.6	22	44.0	24	51.7	29	59.4	31	67.1	32	75.0
	学齢期	47	15.2	88	26.8	111	32.6	129	38.4	141	44.2	155	50.0
合計		66	17.1	119	29.4	150	35.5	178	42.4	198	49.0	219	55.4
代替養育	3歳未満	21	-	27	-	33	-	37	-	40	-	43	-
	学齢前	56	-	49	-	47	-	48	-	46	-	43	-
	学齢期	310	-	329	-	342	-	335	-	318	-	309	-
合計		387	-	405	-	422	-	420	-	404	-	395	-

・里親養育と里親等委託率

● 里親養育児童数と里親等委託率（目標値） ●



第Ⅲ部 計画の推進に当たって

第Ⅲ部では、本計画の推進に当たって検討・考慮すべき事項について整理し、お示しします。

また、本計画の体系についてお示します。

コラム⑨ 京都はぐくみ憲章の推進にあたって

京都市には、明治時代の番組小学校創設に代表されるように、「地域の子どもは地域で育てる」という京都ならではの「はぐくみ文化」が息づいています。その文化を受け継ぎ、広げていくための社会全体の約束ごとが「京都はぐくみ憲章」（表紙裏、P32参照）であり、京都市では、同憲章の啓発・実践推進に取り組んでいます。

京都はぐくみネットワーク

貧困や虐待など、子どもたちを取り巻く課題解決のため、教育、文化、福祉、PTA、経済など幅広い分野から100を超える団体が参画する組織です。

また、13の行政区・地域において組織されている実行委員会では、イベントでの啓発活動や研修会、中学生とのふれあいトークなど地域に根差した特色ある活動を展開しています。

〈活動例〉



各種ふれあいイベント



研修会



ふれあいトーク

はぐくみアクション （＝「子どもたちが健やかで心豊かに育つための行動」） の輪を広げる取組

- はぐくみアクションを実践する団体・個人を募集・表彰する「京都はぐくみ憲章実践推進者表彰」の実施
→ 表彰団体と京都はぐくみネットワークとの交流会開催、大賞受賞団体の京都 はぐくみネットワークへの参画を通じて、各実行委員会活動を充実・拡大
- 市民の皆様から募集した、子どもの笑顔あふれる写真をレイアウトした啓発ポスターの作成・掲示により啓発を促進
〈ポスター〉



〈交流会〉



① 計画の進捗管理

本計画の実効性を確保し、着実に推進するため、全庁横断的に連携し、年齢を問わず全ての市民や地域団体、事業者、関係団体、大学、NPO、企業など、様々な主体と連携・協力していきます。

また、子育て当事者や、子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する附属機関「京都市はぐくみ推進審議会」に対して、毎年度、別冊として整理する「施策一覧」を活用した本計画の進捗状況を報告し、点検・評価を行うとともに、京都市情報館ホームページ等で進捗状況を公表します。

なお、国の示す「こどもまんなか実行計画」が毎年度改定される予定であることから、本計画においても、改定された内容などを踏まえて「施策一覧」を毎年度更新したうえで点検・評価を行います。「こどもまんなか社会」を目指して、策定後も「妊娠前から子ども・若者までの切れ目のない支援」を推進していきます。

さらに、各種需給計画等、本計画の内容と実態との間に大きな乖離が生じた場合は、「京都市はぐくみ推進審議会」において改めて調査・審議を行い、必要な見直しについて検討します。



本計画はすべて京都市情報館ホームページにおいて公開しています。

計画の体系

京都市はぐくみプラン〈2025-2029〉

本 冊
(この冊子)



別 冊
(京都市情報館ホームページ上に掲載)

施策一覧

本冊の第Ⅱ部第1章、第2章に記載の各項目における取組の詳細を掲載しているもの

子ども・子育て支援事業計画

本冊に定める同計画の詳細を掲載したもの

参考資料

資料集

- その他、本計画の策定にあたっての基礎資料
- ・京都市はぐくみ推進審議会
 - ・前計画の概要と進捗状況
 - ・市民ニーズ調査・意識調査の結果
 - ・市民意見(パブリック・コメント)の募集結果 など

こども基本法（令和4年法律第77号）（抄）

第1章 総則

第1条

この法律は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

第2条

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てを伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

第3条

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないことができること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が保障されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

第4条

国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども政策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条

事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

第7条

国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第1章 総則

第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条

前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



京都市は国連が定めるSDGs(持続可能な開発目標)の理念である
「誰ひとり取り残さない」まちを目指しています

イベントや
体験情報を
発信中!

あつまれ!

みやこ

京わくわくのトビラ

「あつまれ!京(みやこ)わくわくのトビラ」では、「大人みんなが先生に」「まち全体を学びと育ちの場に」を目標に、京都ならではの多様な学習資源を生かした様々な学びの場を提供するべく、イベント情報などを発信しています!

<https://www.doyo-juku.com/> ▶



「京都 はぐくみアプリ by母子モ」 配信中!

京都市内で実施される子育て関連のイベント情報や、各種の子育て施策を、手軽に入手することができる、無料の「子育てお役立ちアプリ」です。

<https://mchhjpwww.page.link/mDq6> ▶



京都市子育て支援ポータルサイト 「はぐくーもKYOTO」

京都市の子育て支援情報を掲載しているホームページ「はぐくーもKYOTO」も、施策やイベント情報を簡単に検索できる機能があります。ぜひご利用ください。

<https://kyoto-city.mamafre.jp/> ▶



京都市 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1井門明治安出生命ビル2階

TEL:075-746-7610 FAX:075-251-2322

2025(令和7)年3月発行 京都市印刷物第063105号